

令和6年第3回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-----------|----------------------|---------|-----|---------|
| 招集年月日 | 令和6年9月12日(木) | | | |
| 招集の場所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開会(開議) | 9月12日 午前9時00分宣告(第2日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 多 田 陽 子 | 2番 | 山 岸 美登利 |
| | 3番 | 志 治 市 義 | 4番 | 石 原 裕 介 |
| | 5番 | 飯 田 雅 広 | 6番 | 板 倉 浩 幸 |
| | 7番 | 三 浦 知 将 | 8番 | 吉 田 正 昭 |
| | 9番 | 加 藤 裕 子 | 10番 | 富 田 さとみ |
| | 11番 | 伊 藤 俊 一 | 12番 | 水 野 智 見 |
| | 13番 | 安 藤 洋 一 | 14番 | 佐 藤 茂 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|-------------|--------------|-----------------------|------------|-------|-------|
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名 | 常 勤 | 別 勤 | 職 | 町 長 | 横江 淳一 | 副 町 長 | 加藤 正人 |
| | 政推進室 | 策 | 室 長 | 小島 昌己 | 政策推進課 長 | 丹羽 修治 | |
| | | 振興課長 | ふるさと 振興課長 | 太田 圭介 | | | |
| | 総務部 | 部 長 | 鈴木 敬 | 次長 兼 税務課長 | 鈴木 孝治 | | |
| | | 安心安全 課長 | 森 実央 | 総務課長 | 藤下 真人 | | |
| | 民生部 | 部 長 | 不破 生美 | 次長 兼 環境課長 | 石原 己樹 | | |
| | | 住民課長 | 戸谷 政司 | 保険医療 課長 | 後藤 雅幸 | | |
| | | 健康推進 課長 | 小澤 有加 | 介護支援 課長 | 松井智恵子 | | |
| | | こども 福祉課長 | 飯田 陽亮 | | | | |
| | 建設業部 | 部 長 | 肥尾建一郎 | 次長 兼 まちづくり 推進課長 | 福谷 光芳 | | |
| | | 土木農政 課長 | 東方 俊樹 | | | | |
| 上下水道部 | 部 長 | 伊藤 和光 | 水道課長 | 寺本 章人 | | | |
| 消防本部 | 消防 長 | 竹内 豊 | 消防署長 | 山田 恃司 | | | |
| 教育委員会事務局 | 教 育 長 | 服部 英生 | 教 育 部 次長 | 館林 久美 | | | |
| | 教育課長 | 兼岩 英樹 | | | | | |
| 本会議に職務 のため出席し た者の職氏名 | 議 事 務 会 局 | 局 長 | 萩野 み代 | 書 記 | 大河内里帆 | | |
| 議 事 日 程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | | | |

日程第1 一般質問

| 番 号 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | |
|-----|---------|----------------------|-----|
| 1 | 飯 田 雅 広 | 所有者不明の土地や家屋の対策について | 60 |
| 2 | 加 藤 裕 子 | ①町民が安心して暮らせる町となるために | 76 |
| | | ②蟹江町の魅力を発信しよう！ | 86 |
| 3 | 富 田 さとみ | 選挙をより身近に | 95 |
| 4 | 志 治 市 義 | 人口減少とそれに対する地域活性化について | 105 |
| 5 | 三 浦 知 将 | 安心・安全なまちに住み続けられるように | 116 |
| 6 | 板 倉 浩 幸 | ①現行の健康保険証は使えなくなるのか | 128 |
| | | ②来年の被爆80年に向けて | 139 |

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますのでご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により、許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようご協力をお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、三浦知将君、多田陽子さん、安藤洋一君から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますので、お願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。

本日の会議日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 飯田雅広君の「所有者不明の土地や家屋の対策について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

改めておはようございます。

5番 立憲民主党、飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「所有者不明の土地や建物の対策について」という題目にて一般質問を行います。

所有者不明土地は、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市への人口移動を背景とした土地の所有者意識の希薄化等により、相続登記が行われないこ

とから全国的に増加しており、国土交通省の平成30年度版土地白書によりますと、不動産登記簿のみでは、所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%となっています。今後も所有者不明土地の増加が見込まれる中、蟹江町のみならず全国的に用地買収、測量のための立会いなど、公共事業の推進や土地・建物の適正な管理や有効活用など、生活環境の維持において大きな課題となっています。

また、固定資産税事務においても相続人調査に時間を要することがあつたり、相続人が当該固定資産の所在を知らずに、課税についてのご理解を得られない等の課題が生じています。

相続登記がされていないことにより、所有者が不明となり、放置される土地が増えるのを防ぎ、公共事業や復興事業など土地の利活用を円滑に推進するため、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記の義務化により、税収及び課税業務にも影響があるのか確認したいと思います。

また、相続登記の義務化は、町民の皆様にも大きな影響があり、広く周知する必要があると考え、一般質問することにいたしました。

そこで、お聞きいたします。不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明してもその所在が不明で、連絡がつかない土地のことを所有者不明土地といいます。

まず、当町が把握している所有者不明土地と同じように所有者不明の家屋の件数をお聞きいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの飯田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、土地につきましては、町内全ての土地の登記簿というものを確認したことがございませんので、所有者不明土地の件数については把握はできておりません。

一方で、家屋につきましては、建築された際には確認をする行為がございますので、原則として所有者不明の家屋はないと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

土地は分からぬということでしたし、家屋も新築の頃は分かるけれども、多分今のお話ですと、この後相続が起こったら多分分からぬということで、なかなか把握するのが難しいのかなというふうに思います。

それでは、次に、空き家の現状をお伺いいたします。

空き家はきちんと管理されていなければ、火災の発生や不審者の侵入等、事故や犯罪の温床となる場合もありますし、年数がたちますと、台風や地震による倒壊といったことで、近隣の住宅や住民、通行する人に危害が及ぶ可能性もあり、その管理というものが非常に重要となります。総務省の平成30年住宅・土地統計調査によりますと、空き家率は全国で13.6%と過去最高で、戸数にすると約846万棟になります。そこで、蟹江町の空き家の数及び空き

家率についてお伺いいたします。

また、蟹江町の空き家のうち、所有者不明率はどのくらいかもお伺いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家の戸数と空き家率についてということでございますが、最新の空き家の戸数は把握できておりませんので、平成28年度に実態調査を実施し、作成した空き家リストをベースと考えさせていただきますが、空き家と判断した212件と、空き家かどうか判断できないという358件を合わせますと、570件というものが、当初空き家リストとして管理をさせていただきました。その中で570件の中で102件につきましては、既に除却をされております。また、リスト作成後の住民の方からの相談などにより、空き家としてリストに加えたものが37件ありますので、これを計算しますと、505件が空き家の戸数ということを考えます。

また、この空き家505件に対しまして、令和4年度都市計画基礎調査における住宅と店舗併用住宅の合計の9,297件を住宅の総数といたしますと、空き家率は約5.4%ということになります。

空き家の所有者不明はどれぐらいかという質問につきましては、新たに空き家の問題が出たときには、所有者の方に適正な維持管理をお願いする文書を送付させていただいておりますが、所在不明等で返送されたことがありませんので、所有者不明の空き家は、現在のところないと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

空き家率5.4%ということで、全国の13.6%に比べると低いのかなというふうには思いますが、それとも、しっかりと対策をしていただきたいなと思います。

それでは、現在蟹江町で所有者が分かっている空き家に対してどのような対策をしているのかをお聞きいたします。

空き家の中には、老朽化して活用できないものもあれば、まだ活用できるものもあると思いますので、それぞれそれについてお伺いいたします。

また、今までの対策の成果と、今後はどのような方針で対策を行っていくのかをお聞きいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、一番初めには、先ほど申し上げた平成28年度に空き家の実態調査を実施しまして、平成30年1月に設置した蟹江町空家等対策協議会におきまして協議された後、空き家に関する対策についての計画である蟹江町空家等対策計画を平成31年3月に策定いたしました。現在、町において行っておる空き家対策としましては、周辺住民の方に影響がないような適正

な維持管理を所有者にお願いをしております。

また、平成31年の2月20日には、愛知県宅地建物取引業協会、宅建協会と協定を締結したことによりまして、宅建協会が開設している空き家総合相談窓口の利用が可能となりました。

また、令和2年7月1日からは、空き家の利活用促進対策の一環として空き家バンクを開設しまして、空き家と、こちらは空き地も含めてなんですが、賃貸・売却情報を掲載することで、空き家の解消と土地の再利用に活用されております。

また、老朽化により活用が見込めない空き家の除却支援としまして、不良住宅と判定された空き家を除却する場合、最大20万円を補助する制度を令和4年度から設けております。

これらの対策の効果もあり、平成28年度の実態調査により作成した空き家リストにある空き家は、減少しております。また、その中で危険と判断される物件も当初9件ございましたが、今年度中には解消される見込みでございます。

一方で、新たに空き家相談のある物件も多いため、トータルとしては、全国的な傾向と同じく増加傾向にあるのではないかと考えております。

現在の空家等対策計画は、令和10年度までの計画でございます。今のお話のように増加傾向にあるということも想定されますので、次回策定時には改めて実態を調査し、現況を把握した上で、必要に応じた対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

蟹江町といたしましても、今のお話のとおり空き家の現状の把握に努めながら対策を講じようとしているのが分かりました。除却の支援も結構申込みがあるというふうに聞いておりますので、またぜひとも件数を増やしていただいて、進めていただきたいなというふうに思っています。

国交省が実施しました平成28年地質調査の結果で、登記簿のみで所有者不明土地は、全国で約410万ヘクタール、これは九州本島くらいを超える水準となります。この割合としては22%となり、原因の66%が相続登記の未了になっております。この状態が続きますと、2040年には全国で約720万ヘクタール、北海道本島に迫る水準まで増加するという推計がなされております。

相続登記がなされていない場合、所有者を探すのに時間と費用が必要となります。不明な場合には、土地の放置や利活用の阻害原因にもなります。民法の改正により、令和6年4月1日より相続登記の義務化が始まりました。所有者不明の建物も多く発生し、空き家問題なども起きております。所有者不明の土地や建物は、大きな問題となっていることから、法律が整備され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されております。この制度の運用には、町民への周知の理解、自治体の協力が欠かせないと考えますので、このことについて質問を行います。

それではまず、相続登記の義務化ですが、登記ですので法務局の管轄になります。しかし、固定資産税に直接関係する分野でもありますので、相続登記の義務化というのは、まずどういった制度なのか、詳しい内容についてご答弁をお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました相続登記の義務化についてお答えいたします。

所有者不明土地等の解消を図るため、令和6年4月1日から不動産の所有者が亡くなった場合の相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を、取得したことを見た日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。これは、令和6年4月1日より前の相続も対象となります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

そもそも相続登記というものに関しましては、土地や建物の名義人が亡くなった場合に、遺産を引き継いだ方に名義を変更する手続になります。これまで、相続登記は義務ではなかったので、申請しないケースがたくさんありました。義務化が行われ、町民の中には法律や登記制度にじみの少ない方もおられます。相続は、死亡により開始する土地・建物を所有する全ての方が対象の避けられない事柄になります。この改正は、正当な理由がない申告漏れには罰則もあり、施行前の相続にも適用されるとする住民にも大きな影響を与える改正となっています。制度の理解を得るためにには、周知・広報が極めて重要ですが、これまでどのような周知や広報を行ってきたのかお聞きいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました相続登記の義務化の周知についてお答えいたします。

現在、4つの方法で周知しておりますが、1つ目として、固定資産税の納税通知書に同封しているチラシに相続登記の義務化について掲載しております。

2つ目として、法務局からの依頼により、広報かにえ令和5年9月号、令和6年9月号に、相続登記の義務化について掲載しています。

3つ目として、死亡届の際に、住民課でお配りしているご案内文書に、法務省が作成した相続登記の義務化に関するチラシのコピーを添付しています。

4つ目として、町ホームページのお悔やみコーナーに相続登記の義務化について概要を掲載し、法務省ホームページなどのリンクを貼っています。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

周知は4つの方法で行っているということでした。

では、この相続登記の義務化の開始で注意をしたいこととしまして、施行以前に発生していた相続にも適用される点であります。今もご説明あったと思うんですけども、私は、こ

の特に施行前の相続にも適用される点を大変危惧をしています。なぜかといいますと、やはりこの相続登記義務化には期限がありますので、過去の相続分の相続登記の期限が、不動産の取得を知った日、あるいは施行日のどちらか遅い日から3年以内になります。正当な理由がないにもかかわらず、期限までに申請をしなかったら10万円の過料の適用対象となります。自らが対象者と理解していない町民の方も多いのではないかと推測されます。施行前の相続にも適用されるということを含めて今後の周知を強化していただきたいと思うんですけども、どのようにしていくのかお聞きいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問がありました相続登記の義務化の今後の周知についてお答えいたします。

今後も先ほどの4つの方法での周知については継続してまいります。さらに、税務課の窓口などで相続登記をされていない方が判明した場合には、その都度、相続登記の義務化について総務省のチラシなどを用いてお知らせすることを検討してまいります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

相続登記、法務局の管轄になりますので、基本的には国が周知をしていくものと思います。ですが、国や法務省と連携をしながら、ぜひとも蟹江町も、今お話をあったとおり税務課の窓口でということですので、町民の皆様への周知に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、それだけでは何かちょっと足りないかなというふうに思います。例えば町内会などの回覧板ですか、固定資産税に関する書類を受領する相続人の代表の方、毎年だと過剰だと思いますので、3年ごとに手紙を送る方法で、幅広く町民の方にこの相続登記の義務化の周知をしていくのが有効ではないかなというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問がありました相続登記の義務化の周知について、2つご提案いただきました。

まず、回覧板については、町の情報発信は、急を要するものでなければ広報紙に集約する方針であり、相続登記の義務化の周知について回覧板を用いることはないと考えております。

次に、相続人代表者への個別の手紙については、今のところ検討しておりませんが、今後も引き続き固定資産税の納税通知書に同封するチラシをはじめ、先ほど申し上げた各種の方策により周知を継続してまいります。

また、相続登記の義務化については、法務省においてもテレビCMやホームページ、ユーチューブ、パンフレットなどを用いて広報活動に力を入れていますので、徐々に広く浸透していくのではないかと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

回覧板や町の広報紙の役割というのを、今ご説明いただきました。私としても、この相続登記は国の仕事だというふうには思っているし、担当課の今の姿勢も一定の理解はしているんですけども、ただ、本当にそれでいいのかなというふうには思います。相続登記が義務化された背景としては、繰り返しになりますけれども、この所有者不明土地が近年、社会問題となっているからです。この相続登記が行われないまま、所有者が特定できない空き家や空き地が増えてしまうと、ごみの不法投棄がされるようなことがあれば、周辺の環境が悪化しますし、放置された土地は、適切に処分もできません。不動産の取引をはじめ、土地開発の妨げにもなると思います。結局そうなった場合、いろいろなことが起こった後始末というのは、地方自治体がしていくことになると思います。尻拭いするほうが大変じゃないのかなと思います。それでしたら、回覧板、急を要することじゃないというお話をしたけれども、ぜひとも前向きにやっていただきたいなと思いますし、手紙等を送って直接対象の方に伝えるのも大事なことなんじゃないかなというふうに思います。なかなか皆さん、担当課としての縦割りもあると思いますので、判断するのも難しいと思いますので、ぜひとも町長にはそういうところを判断していただいて、ぜひとも積極的にやっていただきたいかなというふうに思いますので、また最後、町長お答えいただければなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今まで、義務化されていなかったこの相続登記ですけれども、相続登記がされない場合に、相続人にはどのような不利益が発生するのかお聞かせください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありました相続登記されない場合の相続人の不利益についてお答えいたします。

1つ目として、先ほど議員も述べておられましたが、正当な理由なく相続登記の申請をしなかった場合、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

2つ目として、長期間相続登記がされず、二次相続によって相続人の数が膨れ上がると、話し合いが難航する可能性が高くなり、手間と時間、費用が余分にかかることが考えられます。

3つ目として、相続登記がされない不動産を売却しようと思っても、相続登記が済むまでは自由に行うことができません。

以上、一般的に言われていることを3つ申し上げましたが、相続登記されない場合は、このほかにも不利益になることがあると考えられます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

私も20代前半の頃に司法書士事務所に職員で勤めておりました。本当に二次相続、三次相続になったときの手間というのを直接見ていましたので、本当に大変だなと思います。ぜひとも相続登記やっていただきたいなと思いますし、所有に関してトラブルが生じた場合も、登記しなければ第三者に対して自分の不動産だと主張もできないことになりますので、そういう

った面からもぜひとも進めていただきたいな、相続登記やっていただきたいなというふうに思います。

それでは、この相続登記されない場合の相続人からの固定資産税の徴収はどのような形になっているのかお聞かせください。

また、この所有者不明土地、家屋の固定資産税の課税、徴収状況の現状はどうなっているか教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました2点のことについてお答えいたします。

まず、相続登記をされていない場合の固定資産税の徴収方法についてですが、賦課期日である1月1日までに相続登記がされていない場合は、相続人の方に相続人代表者指定届を提出していただき、納税通知書は相続人代表者に送付することになります。相続人代表者指定届が提出されていない場合は、職権で相続人代表者を指定させていただくことになります。

令和6年度の固定資産税において、相続人代表者に課税している件数は745件です。物件の内訳としましては、土地が1,146筆、家屋が979棟で、そのうち登記がある家屋は624棟となります。

次に、所有者不明土地・家屋の固定資産税の課税徴収についてですが、固定資産税の納税義務者について、相続放棄などの理由により法定相続人がいない場合は、納税義務者が不存在となるため、一旦課税を保留することになります。令和6年度の固定資産税の課税保留は4件となっております。物件の内訳としましては、土地が21筆、家屋が7棟です。

なお、蟹江町では、毎年1件を目標に家庭裁判所に対して相続財産清算人の選任の申立てを行っており、所有者不明物件の解消を目指しております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

代表者の方に送っている件数が745件で、そのうち内訳が、土地が1,100筆を超えており、建物も970棟を超えており、この件数分の不動産がまだ所有者が確定していないというようなお話かなというふうに思います。この中には、遺産分割がまだ終わっていないというところも当然含まれておりますので、全部が全部所有者不明につながっていくわけではないと思うんですけども、結構な件数かなというふうに思います。

それでは、相続登記されていない場合に、自治体には固定資産税の課税徴収だけでなく、それ以外の問題も発生するかなと思います。公共事業において、所有者不明土地を起因とした業務の停滞というのが、これまであったのかお聞きいたします。

また、害虫の発生や植木などによるトラブル等により環境の悪化や、空き家が犯罪に利用されるなど、防犯面から住民の皆さんにとって不安があると考えますけれども、環境や防犯面でのサポートはあるかお聞きいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいま2つご質問をいただきましたので、まず、所有者不明土地を起因とした業務の停滞があるのかということについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、所有者不明土地を起因とした業務の大きな停滞というのは、今までのところはございません。

ただ、現在、私どものほうで事業を進めております都市計画道路南駅前線の整備事業におきまして、道路整備のための用地取得交渉を現在進めております。その中で、土地ではなかったんですが、空き家について相続登記がされていない物件がございました。相続人調査を行うのに時間を要しましたが、相続人を突き止めることができまして、その方に手紙を送付しまして、幸いにも相続人の方から連絡をいただくことができました。この事業について説明をさせていただいた上で、ご理解の上、家屋の取壊しに協力をいただくことができたという事例がございます。

2つ目のご質問としまして、空き家による近隣住民の方の不安に対するサポートということにつきましては、通報者の近隣の住民の方に、特に対応が遅れているような場合につきましては、経過を報告させていただきまして、ご理解をいただくようにお願いをしております。

また、瓦が道路上に落下するような恐れがある場合につきましては、付近を通過させないようにカラーコーンを設置したり、防犯上の問題であれば、警察にパトロールの強化をお願いしております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

公共事業において業務の停滞はないということでした。今もご答弁あったとおり、今回ちょっとトラブルになりそうなところもうまくいったということですけれども、今後もまた出てくる可能性もありますので、ぜひとも気をつけていただいてやっていただきたいなと思います。

また、環境面や防犯面のサポートも、事前に対応するというのは難しいかも知れないですけれども、起こった場合は、素早く対応していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

相続登記は法務局での手続になりますが、相続人確定のためには、戸籍謄本等の収集が必要になります。これは、市町村での手続になります。例えば死亡届の受理の際に交付されるチェックリストのようなものが蟹江町で配られるか、相続登記につなげるため、当町で遺族にどのようなサポートを行っているかお聞きいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

死亡届受理時は、ご遺族の皆様に、亡くなられた方に対する主な手続についてのご案内を

お渡ししております。内容といたしましては、町内の各種制度に関するご案内、年金に関するご案内、相続について及び相続登記に関するお知らせをお渡しして、必要となる各種手続のご案内をさせていただいております。

また、町のホームページのお悔やみコーナーにも同様のものを掲載しておるところでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

多分配っているのは、「遺族の皆様へ」というこれだと思うんですけれども、どんどん継ぎ足されていっている感じがするんです。「年金のお手続きをされる遺族の皆様へ」というのが継ぎ足され、「相続税についてのお知らせ」が継ぎ足され、「相続登記の義務化」のチラシが継ぎ足されみたいな感じになつていて、タイトルもないですし、ぜひとももうちょっと体裁を整えていただいて、お悔やみ相続ガイドブックみたいな感じにまた作っていただけだと、より分かりやすいのかなと思いますので、ぜひともそのあたり検討していただけたらなというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

相続登記の申請において、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍、原戸籍、除籍、除票や戸籍の附票、または相続人の戸籍、住民票の収集が必要になります。所在不明者がいると、手続に生死確定の必要があり、家庭裁判所に失踪宣言申立てをすることになりますが、失踪宣言までに半年はかかるとされています。相続登記の義務化により、3年以内に申請することが義務づけられることになりますが、遺産分割協議が長期にわたる場合や、相続人に所在不明者がいて遺産分割協議自体が行われない場合などには、期限内に手続できない事案も想定されます。

申請者の手続的な負担を軽減するために、新たに相続人申告登記制度が導入されましたが、これはどのような制度なのか、内容についてご答弁をお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありました相続人申告登記制度についてお答えいたします。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことに伴い、相続人申告登記の制度が創設されました。これは、当分の間、遺産分割を行う予定がない場合や、遺産分割がまとまりそうにない場合など、3年以内に相続登記の申請をすることが難しい場合に、簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようする仕組みです。

なお、相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合は、遺産分割の日から3年以内に相続登記が必要となります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

相続人申告登記制度、相続登記の義務を取りあえず果たしたものと扱ってもらえる制度かなと思います。

それでは、これをもしした場合ですけれども、固定資産税の賦課において、所有者の所在が分からずに公示送達をしている事案、蟹江町、もしあれば、何件あるか教えてください。

また、この相続人申告登記がなされると、町としては公示送達をしている事案は減って、町から連絡する相手方が取りあえず分かるというような認識で正しいかお聞かせください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありました2点のことについてお答えいたします。

まず、公示送達につきましては、住所が明らかでない場合に、書類の名称、送達を受けるべき者の氏名などを掲示して行うもので、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす制度となります。現在、固定資産税の納税通知書において公示送達をしている事案はありません。

次に、相続人申告登記がされた場合についてですが、法定相続人が明示されることにより、連絡を取る相手が明らかになりますので、事務処理を行う上では大変助かると思います。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、また戸籍の収集のほうに戻ります。

令和6年3月1日に、最寄りの市町村役場において、ほかの市町村役場の戸籍謄本であっても一括して取得できる制度が始まりました。先ほど話しましたように、相続の手続を行う際には、戸籍等を取得する必要があります。戸籍関係は、本籍地を管轄する市町村役場に請求し、取得することになります。本籍地は、必ずしも住民票のある市町村に置いていない場合もあるため、これまで最寄りの市町村役場に請求しても取得できないケースがありました。そのため、インターネットなどで本籍地のある市町村役場のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類及び郵便局で購入する定額小為替、返信用封筒を同封の上、郵送にて取り寄せる必要がありました。私はかつて司法書士事務所の職員として、または現在は行政書士としてこの業務に関わっております。私のような法律専門職は、日常業務としてこの作業を行っておりますので特別なことはありませんが、一般の方にとってこの手続は非常に負担のかかるものだと思います。

この負担を軽減するために、他管轄の戸籍等であっても最寄りの市町村役場でまとめて請求できるようにした制度が広域交付制度になります。それでは、この広域交付制度についてどのようなものか教えてください。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました戸籍の広域交付制度についてお答えさせていただきます。

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、戸籍

謄本等の広域交付制度が始まっております。広域交付制度とは、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書、除籍証明書を請求できる制度でございます。これにより、本籍地が遠方にいる方でも、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にある方でも、最寄りの市町村の窓口1か所でまとめて請求できるようになりました。

なお、コンピューター化されていない一部の戸籍、除籍は除かれます。また、一部事項証明書、個人事項証明書、一般的に抄本といわれるものについては請求できません。

広域交付で戸籍証明書を請求できる方にも制限がございます。こちらにつきましては、本人、配偶者、父母、祖父母などの直系尊属、子供や孫などの直系卑属の戸籍証明書等を請求することができます。

あと、ご利用に当たっての注意事項といたしまして、戸籍証明書等を請求できる方が、市町村の戸籍担当窓口に直接お越しになって請求していただく必要がございます。郵送や代理人による請求はできませんのでご注意いただきたいと思います。

最後に、窓口にお越しになった方の本人確認のために、顔写真つきの身分証明書の提示が必要となっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

たしか私の記憶ですと、被相続人の最後の住所が多分必要だったと思うんですけども、戸籍の附票がたしか取れなかつたはずですし、また、法律違いますので除票が取れないはずですので、ぜひともそういうところ、蟹江町で言ってもしようがないと思うんですけども、ぜひそういうところを取れるように、また国に言っていただければなというふうに思います。

それでは、この戸籍関係が一括に集まりますと、全部そろいますと、相続関係図が作れるわけですけれども、相続関係図が作れるとなると、法定相続情報証明制度を利用することができます。この法定相続情報証明制度を利用することで、様々な相続手続において戸籍謄本の束を持って歩く必要がなくなります。当町では、この法定相続情報証明制度の周知を行っているかお聞きいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にご回答させていただきます。

法定相続情報証明制度については、現在のところ、町のほうでは特段周知を行っていない状況でございます。

○5番 飯田雅広君

周知、行っていないということでしたので、ぜひとも先ほどの遺族の皆様へという書類の中に、この法定相続情報制度の案内を入れていただきたいなというふうに思いますし、相続人の申告登記の制度の案内等も一緒に入れていただければなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

議員のご提案いただきました亡くなられた方に対する主な手続についてのご案内の中に入れさせていただくのと、ホームページのお悔やみコーナーのほうにご案内を追加できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

今後、高齢者が増えることになります。高齢者の相談ニーズは、終活に関することが増えていくと予想できます。終活は、身の回りの整理はもとより財産の相続、葬儀やお墓の準備など、その内容は多岐にわたります。これまで経験したことがないゆえ、どのようにしたらいいのか悩む人も少なくないのではないかと思います。こうした終活の相談を受ける人が増えれば、空き家等の発生を僅かでも減らすことができるかもしれません。円滑に相続手続を行い、新たな所有者不明土地、または家屋を生み出さないためにも、遺言書の作成など、いわゆる終活が重要であると考えますが、当町では終活に関する取組をどのように行っているかお聞かせください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました終活に関する取組につきまして、介護支援課からお答えいたします。

当町では、多岐にわたる終活に関する情報を書き留め、整理するためのツールといたしまして、令和2年3月に蟹江町版のエンディングノート、「まる丸ノート」を作成し、役場や蟹江町社会福祉協議会、町の地域包括支援センターにて配布しております。この「まる丸ノート」には、先ほど議員がおっしゃられました財産や葬儀、お墓に関する事のほか、緊急連絡先や、医療、介護が必要になった際にご自身が望む対処方法について書き込める内容となっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

エンディングノートに関しましては、たしか私、一般質問してぜひとも作ってくださいとお願いした覚えがありますので、準備していただいてありがとうございます。

ただ、超高齢化社会を迎えて、自分の死後にトラブルが起きないようにというふうに考え始めていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。例えば個人的に相談したい人ですか、勉強会に参加したいと言われる場合など、様々なことがあると思います。ぜひこのエンディングノートだけではなくて、セミナーや相談会を開催するなど、広く終活の啓発にも取り組んでいただければなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありましたセミナーや相談会等の終活に関する啓発についてお答えいたします。

相談会といたしまして、現在、蟹江町社会福祉協議会におきまして、2か月に1度、偶数月に司法書士による相続、登記、成年後見に関する無料相談を実施しております。このことについては、町や蟹江町社会福祉協議会の広報、ホームページにて周知をいたしております。

また、海部南部権利擁護センターにおきまして、相続に関する勉強会を実施しており、そちらにつきましても町の広報や、海部南部権利擁護センターのホームページ、またチラシを配布し、ご案内させていただいておりますので、併せてご活用いただければと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

権利擁護センターでセミナーや勉強会をやっているというようなお話でしたし、2か月に1回司法書士さんの相談会もあるということでした。ただ、お金の相談とかも多分あるかなと思いますので、司法書士さんだけじゃなくて、例えばF Pさんですとか弁護士さんという方もそういうところに入れていただいてもいいのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討いただければなと思います。

それでは、民生部長にお聞きいたします。

相続が発生した際に、死亡届を提出します。死亡届は、住民課に死亡の事実を知った日から7日以内に提出し、死体火葬許可証が発行されます。環境課に斎苑使用申請をするために、死体火葬許可証を使用し、斎苑使用許可証を発行してもらいます。そのほか、被相続人の年齢や就業状況によって変わると思うんですけれども、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険等の手続で保険医療課や介護支援課に問合せをすることになると思います。このように相続発生直後から住民の方と接する機会が多い民生部こそ、この相続登記の義務化に関して周知を積極的にしていただきたいと要望します。民生部長のお考えはいかがでしょうか。

○民生部長 不破生美君

ただいまご提案いただきました。ありがとうございます。

議員のおっしゃられるとおり、死亡後の手続に関しましては、民生部のほうでやっていたたくことがたくさんございますので、ご遺族の方と接する機会が多いのは民生部だと思っております。ですので、先ほど担当課長がそれぞれ申し上げましたとおり、住民の方にお話しし、接する機会につきましては、十分そちら辺の周知もさせていただきたいと思っておりますし、同時に、各関係機関、地域包括支援センター、それから海部南部権利擁護センター、社会福祉協議会など、そのほか関係機関とも十分連携を取って、こういった問題が新たに発生しておりますよということを周知させていただきたいと思っております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

本当に民生部には期待をしておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に町長にお聞きいたします。

相続登記の義務化に関しましては、住民の皆様は、やはり身近な役所ということで蟹江町役場に相談に来られる方も多いと思います。法務局の管轄だからと消極的にならずに、親切な対応を職員の皆さんにご指示をお願いするとともに、周知に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、空き家についてお聞きいたします。私は、空き家の主な原因是、人口減少と東京一極集中だと考えています。そこに空き家の所有者の意思を尊重することが基本となっているため、空き家問題はなかなか解決が難しい問題だと思っております。行政側も対策に頭を悩ませているというふうに思います。そこで、町長が考える空き家問題の根本的な原因は何だとお考えでしょうか。また、そのことを受けて蟹江町の空き家問題に対する方針をお示しいただいて、空き家問題解決に向けてどのようなアプローチの方法を取っていくのかご答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

大変多岐にわたってのご質問でありまして、担当者、今、受付、民生部のお話もありましたし、空き家の話もありましたし、相続の話もありました。手続につきましては、国がやるべきこと、県がやるべきこと、また、町村がやるべきことをしっかりと把握した上で住民サービスに努めていきたいというふうに思ってございます。

今ご質問いただきました空き家の件であります。これは、今始まったわけではなくて、もう数十年前から徐々に徐々に空き家が増えてまいりました。特にここ5年、大変空き家の問題がありまして、今回だけではなくて、前回の議会でもいわゆる特別措置法が平成27年11月に決まりまして、それによって空き家のいわゆる対処の仕方も随分変わりました。特別措置法、特措法ができて、特定空き家と認定された空き家については、我々公が中に立ち入ることもできますし、いろんなアドバイスもできるようになりますが、先ほど来からご議論いただいております所有者についての意思もしっかりと把握をしていかなければ、空き家はなくならないというふうに思っておりますし、むしろ増える傾向にあるのではないか、こんなこともあります。

空き家っていう定義が実はなくて、これは飯田議員も多分思ってみえると思うんですが、おおむね1年以上出入りがないとか、公共の電気、ガス、水道、インフラを使っていないとか、そういうことに対して周囲の皆さんのが空き家じゃないかというように気づかれる場合が往々にして多いんです。かつての蟹江町は、1週間、ひょっとすると3日間いなくても、

「あそこお隣さんいないんだけれども、どうかされた？」という、そういうコミュニティがあったわけですが、本当に残念ながら、ちょっとそれが希薄になっているのも事実であります。そして、法律ができたからといって、それを使う、勝手に公共団体がそれを使っていくというのも非常に危険があるというふうに考えてございます。

そして、今、東京一極集中というお話がありました。まさに今私、愛知県の会長を拝命させていただいておりますが、全国町村会、今、町村で926の実は自治体が、町村があるわけですが、47都道府県の代表の首長さんがお見えになり、過日、自治体の中で過疎の町、名前は特定いたしませんが、総務省の方に対して非常に激高された発言をされました。それは何かといいますと、10年前に発表されましたいわゆるその当時の増田総務大臣、増田レポートです。そこで消滅都市、消滅自治体という表現がございました。そのときに、地域の過疎の村長さん、町長さんに対しては、非常に驚いたと。一生懸命その地域を活性化するためにいろんな手立てをし、企業誘致をし、町に人が来るような対策をし、やっと軌道に乗ったかなというところで、つい最近、また総務省のほうから消滅自治体という表記がされました。そこで、国は、地方分権を真剣に考えているのか、地方集権じゃないか。これは緊急提言を出すべきだということで、今回の町村全国大会に最初に提言として出します。まずは、やっぱりしっかりと国も地域に目を向けてやっていただける、それが一番必要ではないのかな。我々蟹江町、今は人口減少の顕著な数字は見られておりません。しかし、この先、人口が急激に増加するということもまず見込めないと思います。先ほど飯田議員がおっしゃったように、空き家対策もしていかなければいけない、そして所在不明な土地もしっかりと活用していくべきやいけないということだと思います。

また、残念ながら高齢化によって老人ホームへ行かれる方、有料老人ホームに行かれる方、施設へ行かれる方、必然的にそこの家が居住者がいなくなる、これが空き家が増える一つの要因ではないのかな。ですから、1つだけの原因ではなくて、相対的な大きな原因がこれからどんどん出てくると思いますので、蟹江町のみならず、地域の自治体と協力をしながらやっていくべきことだというふうに思います。

議員におかれましては、しっかりと専門知識をお持ちでございますので、また行政にしっかりとアドバイスをいただきながら、お互いに前へ進んでまいりたいというふうにご要望させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

ありがとうございます。

私も本当に人口減少が、一番日本が今抱えている大きな問題だと思います。なかなかすぐに解決するのは難しいと思いますけれども、少しでもこの問題が解決できるように活動していきたいなというふうに思います。

この所有者不明土地や空き家等に関しましては、繰り返しになりますけれども、所有者の意思を尊重することが基本となります。地道な対策を積み重ねる以外に選択肢は少ないのであるふうに思います。そうした中でも、国では様々な対策が講じられています。空き家の流通・活用を促す空き家バンク、農地を借りて、それを貸し付ける農地バンク、さらに、倒壊のおそれのある空き家に対する強制解体を可能にし、管理の芳しくない空き家を固定資産税の軽減措置の適用外にするといった法律の制定もあります。相続した土地を国庫に帰属させることを認める相続土地国庫帰属制度などができました。これらは、いずれも空き家などが発生した後のいわゆる事後的な対策になります。今後は、空き家などの発生を未然に防ぐような対策を強化していく必要があると思いますし、その一つが相続登記の義務化になります。蟹江町ができると今後もしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、総務部次長兼税務課長、住民課長、介護支援課長の退席と、民生部次長兼環境課長、水道課長、安心安全課長、健康推進課長、消防署長、こども福祉課長、ふるさと振興課長、教育課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時00分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

○議長 水野智見君

質問2番 加藤裕子さんの1問目「町民が安心して暮らせる町となるために」を許可します。

加藤裕子さん、質問席へお着きください。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

「町民が安心して暮らせる町となるために」

政府は6月28日閣議で、検察トップの検事総長に畠本直美さんを任命いたしました。戦後33年目の総長で女性が検事総長になるのは初めてで、検察の歴史に新たな1ページが加わった瞬間でした。小泉法務大臣は、男性だから女性だからといったものを超越した、より高次元の使命に邁進されることを期待すると述べられたようです。

元自衛官の五ノ井里奈さんは性被害を告発し、2024年の世界の勇気ある女性賞を授与され

ました。伝統的な日本社会でタブー視されてきたテーマに光を当てたと称賛され、彼女の勇気により多くの被害者らが励まされたようです。輝かしい女性の進出により、私も1人の女性議員として、女性目線で当町がよりよい町となるように本日の一般質問に臨みたいと思います。本日もよろしくお願ひいたします。

昨年、国連では、高温多湿で命に危険なほどの暑さを体感している熱中症警戒アラートが頻繁に発令されました。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、地球温暖化の時代が終わり地球沸騰化の時代が到来したと語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えられました。高温熱波は大規模な山火事を起こし、海水温の上昇でサンゴの白化が大規模に進むなど生物多様性の喪失にも拍車がかかっています。

私たちは、次から次へと続く大規模な気候災害ニュースを前に心が麻痺し、大量の暗いニュースに触れると受け止めることができなくなり、意図的にニュースを遮断し、心が侵略されるのを防ぐ自己防衛策をとってしまう傾向にあるようです。気候危機について危機感を持ち、危機打開の解決策と可能性に自分事として目を向ける必要があるでしょう。

では、ここで、今夏も最高気温が35度以上の猛暑が続き、最高気温が39度ともなりました。熱中症でほぼ毎年1,000人を超える死者が出ている現状を踏まえ質問いたします。

今年熱中症で搬送された方はどのくらいみえますか。

○消防署長 山田悌司君

それでは、先ほどの加藤議員からの質問にお答えさせていただきます。

蟹江町において、今年は8月31日までに熱中症により救急搬送した方は28人でございます。以上でございます。

○9番 加藤裕子君

気象庁によると、地球温暖化にエルニーニョ現象の影響で、地球全体の気温は高い状況が続いている昨今、改正気候変動適応法が成立され、政府は当年5月、2030年までに年間死者数を半減させるとの目標を掲げた実行計画を閣議決定し対策強化に乗り出しています。

また、環境省などによりますと、熱中症による全国の死者が2018年以降、2021年度を除き大幅に超える年が続いており、搬送者も急増に増加傾向であります。

そこで、熱中症警戒アラートの全国適用を開始されているにも関わらず、当町のクーリングシェルターの設置時期が遅れたのはなぜでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

それではクーリングシェルターの設置時期についてお答えさせていただきます。

クーリングシェルターとは、こちらは指定暑熱避難施設となります。先ほど議員がおつしやったように気候変動法に基づいて適当な冷房施設を有するなど要件を満たす施設を、誰もが利用できる施設として市町村長が指定した施設となります。

こちらのほうは、蟹江町といたしましては現在5か所指定しております。こちらは蟹江町

役場、蟹江町保健センター、蟹江町図書館、中央公民館分館、そして希望の丘広場となっています。こちらのほうは、蟹江町としましては8月1日付で指定公表をさせていただきました。こちらの選定、庁舎内の事務手続で遅れまして、管内としては最後となってしまいました。この件につきましては議員にご心配をおかけして申し訳ありませんでした。

こちらのクーリングシェルターなんですけれども、こちらは熱中症特別警戒情報が発令されたときに開放する施設となっております。幸いなことにこちらの特別情報というのは今まで発令がされたことがございません。今よく出ているのが、議員もご存じかと思いますが、熱中症の警戒情報ですね、こちらのほうが発令されている状況でございます。こちらのほう、発令がなくても庁舎につきましては避暑やすみですか、そういったものに使っていただくには結構ですので、ぜひご利用のほういただければ結構かなと思います。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ただいまありましたように、海部管内の近隣市町、津島、愛西、弥富、あま市、大治、飛島において、7月に整備されていた市町村と比べ当町のみが遅れていた現状に対し、熱中症に対する弱者への見守りを怠っていたのではないかと感じました。気象庁と環境省による熱中症警戒アラートの全国運用に対する認識を高め、屋内での死者を減らすため、次年度は早急な設置を求める。

では、各小中学校にエアコンの設置は急務とありますがエアコンの早期導入について、現状を踏まえどのようにお考えでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました小中学校のエアコン設置に対する早期導入に対する現状の考え方についてお答えさせていただきます。

各小中学校におきましては、体育館のエアコン設置について本年度に中学校体育館2校において設計業務委託を実施しております。設置工事に向け取り組んでいるところでございます。

学校行事の利用以外に避難所である小中学校の体育館のエアコン設置は急務であるという理解は十分あります。家庭用とは異なり、規模や設置台数、附属設備等について検討が必要となりますので、何より多額の費用を要するので、補助金を活用しながら確実に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

昨年6月の集中豪雨においても、地球温暖化の影響によって線状降水帯が発生しやすい状況となり災害につながったと言われております。当年8月に南海トラフ巨大地震注意喚起が発令されるなど、いつ起こり得るか分からない災害に対し備えが必要な現状を考えると、予

算編成による順序よりも災害の観点から優先順位を考え、早急に対応していただくことこそが町民の命を守る防災につながると考えます。

では、防災の観点から公式LINEの導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました防災の観点からの公式LINEの導入についてお答えさせていただきます。

蟹江町では、現在、災害時に防災情報を配信するサービスとしまして防災情報メールを運用しており、約2,000人の方が登録されております。LINEにつきましては、日本で利用されているSNSの中でも普及率が高いことや、迅速な情報伝達ができることから、災害時はもちろん、平時の情報伝達手段を広げる役割として有効であると認識しております。当町としましても、先進地の運用事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

併せて、当町で現在運用中の防災情報メールにつきましても普及促進をしてまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

前向きなご答弁ありがとうございます。

当町には防災メールというEメールサービスがございますが、今回の台風10号によって送信された防災メールが8月29日で終わっており、9月1日に行われる予定であった防災訓練の中止メールだけでした。

津島市の危機管理課では公式LINEを使用し、8月31日に大雨警報が注意報に変わったことを最後の配信とされています。時間は14時でした。LINEはスピード感を持って災害の情報を配信し受け取れるため、能登半島地震においても、導入されている羽咋市ではとても有効的な手段でした。早期導入のご検討をよろしくお願ひいたします。

では、早々に中止となりました9月1日の防災訓練ですが、延期という対処をされなかつたのはなぜでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

今回、総合防災訓練は10か所の施設におきまして31の全町内会・区会が参加し、施設管理者、町職員の事前調整及び準備、施設の使用制限、町内会・区会を交えた事前訓練等、準備において多くの関係者にご負担をおかけいたしました。

全ての施設において各町内会・区会役員の方と町職員等を交えた事前訓練を実施しており、従来までの展示型の総合防災訓練に比べて大きな成果を得られたと判断しております。

訓練を延期とした場合、町内会・区会や関係機関にさらに大きなご負担をおかけすることとなるため、今回は中止といたしました。

なお、延期に代わる案といたしまして、今回の訓練に基づく各町内会・区会ごとの防災訓練を推奨し、実施していただくことにより、防災に関する知識・技能の向上につなげていき

たいと考えております。

また、今回の防災訓練では、各町内会・区会に対して女性も参加していただくようお願いいたしました。事前訓練では、多くの町内会・区会から女性の方に参加していただき、女性ならではの観点からの気づきがありました。今回の訓練を通して、防災において女性の参画の重要性を改めて認識し、今後も防災に関する事業での女性の参加を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

能登半島地震を受け、様々な場所で人々の認識が変わりつつある中で、弥富市では市の職員らが、家屋の被害認定や被災後に公的な支援を受けるために必要な罹災証明を発行する手順の確認や作業の訓練が行われました。また、美浜町では、町と社会福祉協議会が町地域福祉計画に基づき、防災を学ぶ催しを企画されました。名古屋市では、南海トラフ地震で市内が断水したとの想定で、給水や破裂した水道管の修理の手順を確認する訓練が行われました。

もしもの災害に備えて行う防災訓練だとするのであれば、中止という判断よりも延期とし、1人でも多くの町民の方に防災に対する意識づけを促進できる一日であると考えるため、予備日の設定ができなかったことで終えるのではなく、新たに別日を設けていただきたいと思っております。その際、10か所31町内会の事前調整・準備をされた皆様とともに、町内会任せにするのではなく、負担を軽減するためにも行政にも関わりを求める。

では、政府が災害時の初動強化を考え、災害対策基本法の改正や災害救助法の改正を視野に入れるに当たり、当町において新たな取組をお考えですか。

○安心安全課長 森 実央君

災害対策基本法が改正された場合、国の中長期計画、内閣府のガイドライン、県の防災計画が順次改正されます。それを受け市町村の防災計画の修正という手順が踏まれることになります。しかし、過去には、避難情報の変更等速やかな対応を要する事項などにつきましては、災害対策基本法などの修正を待たずに、政府からの指示により手順などを変更いたしました。

災害救助法の改正はその都度変更が示され、その改正に従った救助を実施することとなります。

町におきましては、検討することはございますが、国・県からの指示等がない段階での改正を視野に入れた先行した取組については、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

政府は8月26日、能登半島地震の復旧・復興支援本部を開き災害対策の強化策を求めました。初動対応が難航した能登半島地震の教訓を踏まえ、大規模災害時に1,000人規模の政府

職員を派遣する体制構築を盛り込みました。

県は、先月の台風10号の発生を受け、災害発生のおそれがある19市町村、豊橋、岡崎、豊田、豊川、新城、田原、津島、犬山、小牧、高浜、東郷、豊山、蟹江、飛島、東浦、幸田、設楽、東栄町、豊根村に災害救助法を適用することを決めました。これらの政府の体制強化に伴い県の対応も迅速になる中で、当町においてもこのような新しい取組、仕組みを考えるべきだと考えます。

平時からの研修や訓練で災害対応能力の底上げを考えている国に対し、当町においても、災害が起きた後に考えるのではなく災害が起こる前の今、独自の取組を強化するべきだと考えます。

では、南海トラフ巨大地震では約3,440万人が断水の被害を受けると推測されています。当町において水道耐震化は必要だと考えますがいかがでしょうか。

○水道課長 寺本章人君

ただいま議員からご質問がありました、当町において水道耐震化は必要だと考えますがいかがでしょうかについてお答えさせていただきます。

蟹江町におきましては、計画的に避難所・防災拠点などへ水の供給を行う管路の耐震化を進めるとともに、下水道工事に合わせて老朽化した水道管を耐震管に布設替えを行っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

今回、能登半島地震では、地盤が弱い地域が多く、液状化や地すべりが各地で発生した背景には、水道管の耐震化が遅れていたことが要因として挙げられました。道路の下に布設された水道管から各家庭につなぐ管が多く損傷いたしました。自宅敷地内の水道管は個人の所有物であり、被災者自らが業者を探して修理しないといけないのが実態です。すぐそこまで水が来ているのに断水が続くケースが相次ぎ、長期間水が使えないことは生活再建への大きなハードルとなりました。

県内岩倉市内では、商工会青年部の寄贈により、岩倉北小学校に災害用の井戸が設置されました。災害時に仮設トイレが設置できる汚水貯水槽の横に設置され、生活用水として使用できるようです。

能登半島地震からの教訓を生かし、当町においてもいま一度、避難所や病院などにつながる重要な水道管や浄水場などの基幹施設を優先し、水道耐震化を行っていただきたいと思います。

石川県など6県では約13万7,000戸が断水し、復旧作業は難航し5か月以上にわたって水が使えず、被災者は困難な生活を虐げられたのです。

そのような中で、発災後二次避難先とする市町との提携は進んでいますか。

○安心安全課長 森 実央君

発災後の二次避難につきましては、愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定を締結しており、西尾張地区で相互に協力できる被害状況であった場合には、広域避難等の連携する取組を進めております。当町におきましては、県のマッチングにより、現在、岩倉市との連携を進めているところでございます。

また、県域で被害が大きい場合には、被災状況により愛知県に広域避難の要請をしていくことになります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

明確なご提示をありがとうございました。

前回の一般質問でも同様の質問をいたしましたが、多くの自治体が広域避難できるような他県との連携強化がされていないのが現状です。災害が起こる前に広域避難連携をすることで災害関連死を減らすことにもつながり、行き場を失う人の心のケアにもつながることでしょう。

では、仮設住宅を設置する場合にスペースの確保はされていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの仮設住宅のスペースについてということについてお答えをさせていただきます。

愛知県の防災会議が、直近では平成26年5月になりますが、公表しております愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査というものの中で、蟹江町においての必要仮設住宅戸数というものは297戸となっております。

町内の仮設住宅建設候補地としましては、町内では敷地の広い日光川ウォーターパークですとか学戸公園につきましては、消防や警察などの防災活動拠点と指定しておりますので候補からは除外をしておりますが、町内の泉緑地をはじめとする11か所の公園・施設に330戸の仮設住宅を予定しております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

能登半島地震から半年以上経過した今もなお避難所で生活する方もおられ、仮設住宅に全ての方が入居できるとは限りません。スペースの確保をされているのであれば、どれくらいの被害に対してどのような形で町民を安心させられるかを考えいただきながら、災害関連死を増やすことのない対応策を併せて考えていただきたいと思います。

被災後の孤独死を防ぐために、どのようなことに取り組むのかマニュアル化すべきだと考えますがいかがでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました被災後の孤独死の予防策についてお答えいたします。

被災時には、特に避難所や復興住宅での生活の場において、今まで確立していた人間的交流や地域社会における交流が維持できなくなってしまいます。このような激しい環境の変化がもたらされたとき、心の健康を崩すリスクは高くなります。その結果、地域や社会から孤立するようになり、被災後の孤独死に至ってしまうと認識しております。

町といたしましては、被災時には避難所生活での心のケアや保健師による巡回健康相談を踏まえた避難所運営マニュアルを活用し保健活動を運営してまいります。

また、「～さえあい みとめあい わかちあい～」をキャッチフレーズといたしまして、第2次蟹江町自殺対策計画を策定いたしました。その推進に当たり、身近な人を守るゲートキーパー養成や専門職による各種相談業務などに取り組んでおります。

平時からこのような取組に被災後の心の健康を保つための視点を加え、今後も取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

人とのつながりが良薬である。人に会い、語り、喜びを実感し、誰かとつながることこそが自分を癒やす良薬をつくるのだと言われています。これはパーキンソン病の患者の精神状態の見解ではありますが、孤独は自分の命から大切な何かが剥がれ落ちていくようなものだと言われており、災害による孤独もまた同じように言えると考えます。

能登半島地震による災害関連死は日増しに増え、被災者の抱える悩みはそれぞれに深いものがある。発災後の食支援や復旧支援などの次に長期化する被災生活に必要な支援は、メンタルケアと言われています。住まいの環境が整ったとしても、孤独に過ごす日々が災害関連死を生んだ例がありました。発災後の対応をどのようにしていくかの長期的マニュアルを平時の際からつくっていただくことで、発災後の災害関連死を防ぐことになると言えるでしょう。

では、当町には、医療的ケア児を受け入れている保育施設はないという現状ではありますか、病後児保育をされている施設やケアが必要な児童などに対して災害対応はされていますか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました病後児保育施設やケアが必要な児童に対しての災害対応についてお答えいたします。

現在、病後児保育施設や町の各保育施設における、例えば発達の関係でケアを必要とする児童への対応につきましては、災害時に避難する際パニックにならないよう特に気をつける点等を児童の個人記録の中に記載し、対応について保育士の間で共有した上で、毎月の避難訓練等でもそのような想定で行っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

こども家庭庁は、たんの吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な医療的ケア児を受け入れている保育現場に対し、災害対応指針をつくり、配慮が必要な子供たちに対し、必要に応じた機器や電源の準備、避難ルートの設定を求めています。

ゼロ歳から19歳の自宅で暮らす医療的ケア児は、2021年度で推計約2万人、2010年から倍増しています。

当町には医療的ケア児や障害を持つ子供たちに対する受入れができていない現状も含めて考え、アレルギー症状や呼吸器疾患など有事の際に配慮が必要となる子供たちの情報を再度調査し、避難時にできるだけ近い場所へ避難することの避難場所の確保や外部バッテリーを準備するなどの課題とともに、福祉に対する災害対応も強化すべきだと考えます。

最後に、発災後の復興の一つとして地域コミュニティづくりのキーパーソンが必要だと思いますが、地域の担い手を育成していく事業についてどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、まず防災の観点から安心安全課よりお答えさせていただきたいと思います。

日頃より、防災の観点から地域の町内会・区会の皆様におかれましては、それぞれ組織しました自主防災組織を中心に大変ご協力いただいており感謝しております。

今回、総合防災訓練における避難所開設訓練を実施するに当たり、事前に各町内会・区会に対し、訓練への女性の参加を呼びかけました。過去の被災地の経験から、避難所運営には女性の参画があったところのほうが異なる目線からの気づきも多く、比較的うまく運営がされていたという報告があることからお願いしたものでございます。

今回は、総合防災訓練の実施までには至りませんでしたが、事前訓練のときには女性の方にも多く参加していただき、成果はあったのではないかと考えております。

今後も防災に関する事業では女性の参加を促してまいります。

以上でございます。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

続きまして、地域のコミュニティづくりの観点からふるさと振興課よりお答えをいたします。

当町では、小学校区や区・町内会を単位とした組織を対象に、防災運動会などの地域の連帯感を育む取組に対してまちづくり推進事業交付金を交付しております。

議員おっしゃるとおり、発災後の復興には、平時から地域とのつながり、そして、地域の人々の結びつきが重要であると考えます。

また、区や町内会に目を向けてみると、地域住民が地域とのネットワークを構築することの重要性を理解しつつも、具体的な一步を踏み出すことが難しいと感じている区や町内会も少

ながらあるようです。

まずは、地域コミュニティを形成するそのきっかけづくりとして、この交付金の効果的な活用がいただけますよう周知をしてまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

地域の自主防災会で担う防災リーダーには男性が多く見られます。私が能登半島地震発災直後から炊き出しを行ってきた市町の中の一つ七尾市においては、発災後、簡易トイレの汚物の始末やコロナ感染者の食事の対応など、女性の目線で女性だからこそ担える環境整備があることを目の当たりにいたしました。

先ほど、当町において、安心安全課の答弁の中に、女性の参画に対する理解を示していましたが、ありがとうございます。現在、国の女性リーダーは3割ほどしかおらず、各地域においても、地域の担い手の中に、優しい目線で地域を支える担い手が必要だと感じます。

発災後、被災したから分かる現場の担い手不足や女性の必要性を感じられた現場の声を聞き、各地域において、防災の観点のみならず、女性の力を理解した上で女性の活躍推進を応援したいと思います。キーパーソンはどんな方でもなれるのです。

ここで1つ事例を挙げさせていただくとすれば、歌や楽器の演奏を通じて心身の健康を図る音楽療法は、認知症予防や自閉症のある子供の発達支援などに導入が進んでおります。人間の脳は音楽を快として捉えているようです。

能登半島では、被災者の方のメンタルケアをする活動の一つとして、シンガーソングライターや音楽家などが多く見られました。各個人が特技を発揮することで、性別を問わず互いを守り合うことができる地域の担い手を平時の際から育てていく必要があると考えます。

私が災害支援活動を始めるきっかけとなった2018年7月、西日本豪雨災害から6年が経過し、熱海の土石流災害から3年が経過いたしました。今回の能登半島地震においても様々な議論がなされる中で、災害は自然災害ではなくもはや人災であるとも言われています。各自治体が平時から備えていれば災害を最少にとどめることができるのです。災害現場は苛酷な状況であり、帰る家をなくした方はどうすればよいのでしょうか。私たちは、今、災害大国日本としっかりと向き合う必要があるのではないかでしょうか。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、加藤裕子さんの1問目の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼環境課長、水道課長、安心安全課長、健康推進課長、消防署長、こども福祉課長、教育課長の退席と、政策推進課長の入場を許可します。産業建設部次長兼まちづくり推進課長、総務課長、ふるさと振興課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時42分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 水野智見君

加藤裕子さんの2問目「蟹江町の魅力を発信しよう！」を許可します。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

「蟹江町の魅力を発信しよう！」

「光る君へ」、ご覧の方も多くいらっしゃると思いますが、紫式部が源氏物語を執筆した平安時代の様子が描かれたNHK大河ドラマです。歴史に触れることができ大好きな私は、紫式部ゆかりの地滋賀県大津を訪れ、観光に関するたくさんのヒントをいただきました。

インバウンドの影響でオーバーツーリズムと言われる昨今、皆さんと一緒に当町の魅力について考えていきたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

当町には恋の聖地のような若者が訪れたくなるような場所はありますか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいま議員からご質問のありました恋の聖地のような若者が訪れたくなる場所につきましては、私自身そのような場所については把握しておりません。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ユネスコ無形文化遺産に登録されている須成祭は、400年以上続いているとされる富吉建速神社・八剣社の祭礼です。今年も8月3日の宵祭では多くの方でにぎわっていましたが、以前はつねくり祭りとも言われ、男性が気に入った女性のお尻をつねることで愛の告白をしたと言い伝えられています。須成祭から誕生したカップルや結婚もあったようです。このことから、須成祭を恋の聖地と呼んでもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

昨今、SNSが情報伝達の主流であり、中でも写真をメインに情報を公開するインスタグラムは、若者の中で特に注目されています。犬山城内に鎮座する針綱神社にはハートの絵馬があり、インスタ映えのスポットとして若者にとても人気です。当町にもインスタ映えする恋の聖地があれば、若者から多く注目を浴びることができるでしょう。祭人（さいと）の前にカップル誕生のベンチや恋のお守りを販売するなど、若者を魅了するポイントをつくつてみるのはいかがでしょうか。

では、町を活性化する事業の一つとして婚活企画をするのはいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました婚活企画の開催についてお答えをいたします。

結婚対策や少子化対策については、出会いや結婚、子育てなどライフステージに応じた様々な支援が必要となります。

過去に目を向けてみると、蟹江町商工会において出会いの場を提供することを目的とした街コンイベントが開催をされております。同イベントは、会場に町内の飲食店や商店街が利用され、経済効果に寄与したという一定程度の効果はありました。一方で、個人情報の取扱いや女性の参加者集めなどに課題が残りました。

また、結婚は個人のプライバシーに深く関わることや、自由な意思に基づき行えるものであり、行政が積極的に関わるものについては慎重に対応する必要があるものと考えます。よってこの先、蟹江町商工会をはじめとする関係機関において婚活企画が開催され、事業効果が見込まれる場合においては、行政として応援できるところは応援して事業効果を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

県議会では、昨年10月に愛・地球博記念公園で開催した大規模婚活イベントの参加者への追跡アンケートで、10人が交際に発展したと回答があったことを明らかにされました。参加者382人のうち148人が回答した中で、参加者の9割以上から、今後も県主催の婚活イベントに参加したい、友人等に薦めたいという回答があり、今年も10月12日に長久手の愛・地球博記念公園で開催されるようです。

イベントでは、男女グループで挑む謎解きゲームや、パーク内を散策しながらのスタンプラリーなど4つのプログラムを用意し、交流を通じて参加者同士の出会いを後押しする企画です。「結婚したい意思がある」74.3%の回答や、「結婚したいが巡り会っていない」38.5%の回答があり、出会いの必要性が明らかになったようです。

愛知県は、県の補助金を活用したイベントの一つに婚活企画をしており、当町においても昨今の少子化問題を考えた上で、結婚につながる出会いの場を増やす機会をつくることは魅力発信の一つになると言えるでしょう。

では、当町において人口増加を見込むための取組は行われていますか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、議員からご質問のありました人口増加を見込むための取組についてお答えさせていただきます。

当町では、第5次蟹江町総合計画を掲げ、目標人口3万8,000人の実現を目指し、重点的に取り組むまちづくり戦略として、「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点戦略に位置づけ、各種施策に取り組んでおります。

そのうち政策推進課では転入促進に取り組んでおり、転入促進ガイドブックの作成・配布

や、転入を促進することに特化したウェブサイトの構築に取り組んでおります。当町の暮らしやすい魅力を発信することで、町外の若者や子育て世帯の方に転入候補地として考えてもらえるきっかけになればと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

少子高齢化が進み、当町も例外ではありません。人口を増加させることは当町の活性化にもつながるため、人口流入に対し様々な角度で考える必要性があります。

この問題に対し解消していく一つの新しいビジョンとして、2025年4月より県議会では中高一貫校の新設が進められ、尾張地区にも2校の中高一貫校が誕生いたします。

そのうちの一つ明和高校の附属中学の説明会の中に紹介された問題を1つご紹介いたします。

公園にベンチがあります。この町を豊かにするために何が必要ですかという問い合わせに対し様々な意見が飛び交ったようです。ベンチの横に時計台を置いてみると、時計台に集まる人々は待ち合わせをする人たちでにぎわいます。木を植えてみると、木陰で涼みながら読書を楽しむ人が利用する公園になります。砂場を置いてみると、子どもたちが遊ぶ近くで見守る親が利用する親子の公園になります。

このように、様々な角度から物事を考えることができ、答えは1つではないのです。子供たちの探究心を養う学校として紹介されていた明和中学ですが、私たちも固定概念にとらわれることなく、自由な発想で人口増加を見込めるような意見が飛び交うことが望ましいと考えます。

では、情報発信分野において考えてみましょう。

情報発信に関する意見の中で、ホームページに有益な情報が見つからないことが多いという意見を踏まえ、改良すべきと考えますがいかがでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたホームページの改良についてお答えさせていただきます。

当町の公式ホームページは平成14年4月に開設後、平成24年3月から作成、管理、運営する仕組みとしてコンテンツマネジメントシステムを導入し、技術的な知識がなくても各課でページの作成と更新ができる、簡単かつタイムリーな情報を発信できる仕組みを取り入れております。

また、令和元年にはスマートフォンの普及に伴い、ホームページにアクセスするツールが変わってきたため、バナーを大きく配置し、行間を広めにするなどタップしやすいレイアウトにリニューアルしております。

また、利用者が使いやすいように、現在どこのページにアクセスしているかが分かる現在地と足跡の2つの、ウェブサイト用語になりますが、パンくずリストというものを表示して

おります。これを表示することによってお薦めページ等に誘導する仕組み等を機能を整備し、サイト内の回遊性を高めております。この2つのパンくずリストの表示は使いやすいというふうに評価され、令和2年度に愛知県の広報コンクール・ウェブサイト部門で特選をいただいております。

今後も情報通信技術の進展、利用者ニーズの多様化等時代の変化に対応しつつ、町民の皆様に行政情報を発信するための手段として、求める情報にたどり着けて知りたい情報が得られる、そして、知らせたい情報を伝えられる、そういうサイトの運営に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

他の市町のホームページを見ると、アイデアに富んだすばらしいホームページがたくさんあり、アイコンをどこに配置するかによって見やすさが異なります。

例えば北海道帯広市は、観光サイトのようなデザインで市の魅力があふれています。高知県の梼原町のホームページは、写真を中心とし、キャッチコピーで町の魅力を簡潔に伝えていています。アイコンをタップし画像で検索したい事柄を分かりやすく紹介しています。時代の変化とともに写真で魅力を伝えるSNSのような働きをするホームページは、子供から大人までどの世代にも情報伝達が可能であると言えるでしょう。

では、LINEの公式アカウントを使った情報発信について、どのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

議員からご質問のありましたLINEの公式アカウントを使った情報発信についてお答えさせていただきます。

LINEをはじめとするSNSの普及に伴い、情報発信のツールの一つとしてSNSを活用する自治体が増えております。当町におきましても、SNSとしてはユーチューブやインスタグラムを活用してきたところです。ユーチューブについては、小酒井不木原作小説のショートムービーの公開や町長メッセージの発信などで活用しております。

インスタグラムについては令和4年度に移住・定住ガイドブックの制作に取り組んだ際に試験導入しましたが、こちらのほうは、登録数や投稿者数が限定的ななどの課題が浮き彫りとなり、本格導入までには至っておりません。

LINEにつきましても、登録数などインスタグラムと同じ課題はあると考えます。町民の皆様の利便性の向上と、先ほどにもありました災害時における情報伝達手段という観点から、今後、既に導入している市町の運用事例を参考にしながら研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

国の、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に基づき、当町がデジタル田園都市国家構想の実現を行うに当たり、デジタル化社会を踏まえた域内消費活性化に向けた基本計画を策定した中の当町の情報発信に関する意見に、町のホームページを検索して町の魅力向上の情報を取りに行くことはまずないのでSNSで発信すべきであるという意見や、子育て支援情報をSNSで分かりやすく教えてほしい、LINEの公式アカウントをつくって発信してほしいなどの意見が寄せられています。アンケート調査に意見を書いてくださる方はとても貴重であり、町の向上に向けて行ったアンケート調査であれば、行うだけでなく実行に移していただく必要があると考えます。

近隣市町では、津島市、あま市、弥富市、愛西市は公式LINEを既に導入しております。公式LINEからホームページにアクセスすることも可能です。どの市町も登録者数で言うのであれば人口の15%くらいしか登録はされておりませんが、現代においては、公式LINEは必要不可欠であると考えます。当町の魅力を皆さんに理解していただくことも計画の一つとされている中でお尋ねをいたします。

蟹江町水辺スポットを今後発展させるような取組はございますか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました水辺スポットを発展させる取組についてお答えをします。

現在、水辺スポットでは、例年、蟹江町観光協会が主催します鵜飼イベントを実施しており、町内外から多くの方にお越しをいただいております。

この鵜飼事業のみならず、イベントの実施主体には、観光協会のほかにも商工会や観光交流センター祭人（さいと）などが想定され、各団体とは企画の検討段階から関わりを持ち、来場者の交通の利便性や雨天対策の検討、駐車場や出店スペースの確保といった課題について協議を重ね実施をしております。

これまでの検討状況を踏まえますと、この水辺スポットでの新たなイベントの実施は正直なところ難しいと考えますが、町の特色を生かしたイベントが今後実施できるよう、引き続き関係機関と連携を図りながら、誘客に向けた検討・協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

5月に行われている鵜飼事業のほかにも、水辺スポットにはバーベキューのできるスペースがございますが、コロナ禍以降使用されているシーンをほぼ見かけることがなくなりました。こちらのバーベキュー施設は町に申請する手間もなく、各自の責任の下で、火の取扱いに注意をし、自由にバーベキューを楽しむことができますが、人気がないのはなぜでしょうか。その理由の一つに情報発信が乏しいことが挙げられるのではないかと感じます。施設が当町の皆さんに有効活用していただける場所であるよう、また、にぎわいを見せるよう努力

をしていただきたいものです。

6月議会でもご提案をいたしましたが、祭人（さいと）の前で舟めぐり事業があるように、水辺スポットにも舟めぐりのような集客を見込める観光産業などはお考えでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました、水辺スポットを拠点とした舟めぐり事業についてお答えをいたします。

当町における舟めぐり事業につきましては、現在、蟹江町観光交流センター祭人（さいと）の指定管理者が自主事業として、祭人（さいと）を拠点に大きなイベントの開催時に合わせて天王橋からＪＲ関西線までの間を、船上では須成祭の歴史文化、祭り文化に触れながら運行をしております。

一方、議員からご提案のありました、水辺スポットを拠点とした舟めぐり事業の実現の可能性についてですが、初めに、水辺スポットには船着場がなく乗り降りが大変危険であること、また、航路は水辺スポットから北に向かうものと想定をされますけれども、新記念橋や記念橋の2つの橋をくぐる際には川の水位が大きく影響することから、航路の確保には至っておりません。

また、一般的に船の運行には、維持費として修理費のほかに船の保険料や船検代、係留費など、船を運航していなくても発生する固定経費がかかってまいります。よってこれまで申し上げてきましたように、航路の安全性・採算性の確保、さらには、乗客が船を降りてからも満足できるにぎわいを生み出せるかどうか、そこが一番の鍵であると、また、重要な課題であると考えております。

以上の点を踏まえますと、水辺スポットを拠点としたこの舟めぐり事業の実施というものは、現時点では大変難しいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

個人的にはとても楽しませていただきました舟めぐり事業でしたので、後ろ向きな発言はとても残念に感じます。

先ほども申しましたように、当町に観光できる場所や当町をより盛り上げていくためにも、人が集まりにぎやかに過ごせる憩いの場所として新しい企画をしていくことが望ましいと考えます。

6月議会でも例に挙げさせていただきましたように、川をアピールポイントとするのであれば、「水郷のまち・蟹江」の川の魅力を引き出す仕掛けの一つとして、ぜひ舟めぐり事業の展開をお願いいたします。

では、子供たちが自然に親しめるような田植えや泥んこ遊びが楽しめる企画をし、当町の田園風景を魅力の一つとしてアピールするのはいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問がありました、田園風景を魅力と位置づけたPRについてお答えをいたします。

棚田のような水田ですか里山・集落といった日本の原風景は、それ自体が日本人のみならず海外の旅行者にとっても大変魅力的であると考えております。

一方で、当町の北部、南部に多く残る田園風景は、言わば日本のどこにでもある典型的な風景であると考えております。よって議員からご提案のありました農村景観の資源化並びにそのPRを目的とした田植え、泥んこ遊びにつきましては、現在のところ実施する予定はありません。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ではここで、1つ事例を挙げてお話をいたします。

半田市で、農家団体が企画をし、田植えや泥んこ遊びを楽しむ催しどろんこアカデミーが開催され、子供たちに自然に親しんでもらうこととともに、地域の農業を支える愛知用水について学び、田植え体験を行っているようです。催しは今回で9回目を迎え、体験を通して農業に关心を持ってもらいたいと企画しているようです。

当町にも、北や南のエリアには穏やかな田園風景があり、田舎の魅力を伝えながら子供たちが自然について学ぶ機会を増やし、田に触れることで米の生産についても同時に学ぶことは食育にもつながると考えます。特に今年は防災に対する意識が高まることは大変喜ばしいことである反面、米不足に悩まされ、生産者にも影響を及ぼす事態となりました。大きく報道されたこの機会に米づくりに対して考え、子供たちに田畠を通じ学ぶ機会を与えていくことはいかがでしょうか。

さて、少子高齢化が進み、人口流入のためにあらゆる手段を使って様々な展開がなされている中で、当町の空き家バンクはどのように利活用されていますか。空き家バンクを利用して成約された件数を教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、空き家バンクはどのように利活用されているか、また成約件数はというご質問についてお答えをさせていただきます。

蟹江町の空き家バンクは、平成31年2月に愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結をさせていただきまして、令和2年7月から空き家の利活用促進対策の一環として開設をしたものでございます。

この空き家バンクの利用方法につきましては、空き家の売買や賃貸を希望している所有者の方が、宅地建物取引業に従事をおこなう空き家マイスターに相談をしていただき、空き家マイスターが地元密着で買手、借手を探すことに加えて、広域的に買手や借手を探すため空き家バンクに情報を掲載するという形で運用をされております。

したがいまして、その成果があったかどうかについては、町としては把握はできておりません。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

当町の空き家バンクシステムは、ホームページで拝見するに当たりとても分かりにくく、利活用を促進していくためには情報量が少ないよう感じます。空き家マイスターがいることをこのたび初めて知った私ですが、他の市町の成功例を挙げさせていただくと、人口流入に対し岐阜県の八百津町では、2016年から2023年度に計240軒が登録され、うち81軒が成約に至り、とんとん拍子で購入者が現れ売買契約を交わしているようです。その背景には、売買双方に費用補助を行っており、所有者の家具処分に、20万円を上限に、50歳未満の購入者等に改修費として200万円を上限に支援する制度を設け空き家の活用を促しています。固定資産税の納税通知書に登録を呼びかけるチラシを導入するなどPRにも力を入れられています。

そこで、空き家を利用した企業誘致を図るために、起業家に対し補助金制度を設けるなどのお考えはありますか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました、空き家を利用した起業家に対する補助制度についてお答えをいたします。

現在、当町では空き家を利用した起業家に対する補助制度はありませんが、空き店舗を活用した商店街の活性化に取り組む方への補助制度がございます。具体的には、地場産品の販売やコミュニティづくりに寄与する活動を通じて、町への集客やにぎわいの回復を目指す取組を行う方に対して店舗の賃借料を補助しております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

全国に900万戸ある空き家の利活用を進めるために空き家バンクを設ける自治体が増えていますが、国土交通省によると、2019年3月には1,261市町村だったが、2023年3月には14%増の1,440市町村が空き家バンクに登録をしているようです。空き家が増える一方で、実際の利活用につながった成約数は少なく、制度を活性化するため工夫した自治体の例を挙げますと、奈良県では、通常の空き家バンクとは別に店舗向けの物件を紹介し、物件を活用して起業する人に対し、施設改修費を上限200万円の補助金を出す制度を設けています。にぎわい創出のため企業誘致を図りつつ、移住や定住を促進したいと考えられています。

では、当町の魅力を最大限に引き出しながら、人口の流入を考えたとき、新しい角度の見方で、島留学のような、当町も魅力発信をすることで国内留学のできる町にしていくことはいかがでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました、島留学のような国内留学のできる町にしていくのはどうかについてお答えさせていただきます。

島留学は、島ならではの自然環境を生かした実践的な学びができ、島留学を通じて、地元地域との交流やイベントへの参加により定住する可能性があり、これが人口減少対策や定住促進に寄与するものと思われます。島留学のようにその土地の特色を生かした国内留学を進めるには、地域の魅力をうまく発信し、他地域から人を引きつけることが重要と考えます。その地域ならではの強み、その地域に来たくなるような学びや体験ができる必要があると考えます。

一方、当町は、海や山などの美しい自然環境や漁業体験ができるなどの特色ある地域ではありませんが、田園風景など穏やかな部分がありつつも、名古屋に近くて便利なとしてもバランスのよい町だと考えております。そのため、島留学のように国内留学のできる町にしていくのは当町では難しいと考えます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

国内には島留学制度というものがあり、その町の特色をアピールすることで移住促進をするために過疎地域の離島などでは、離島留学、離島通学などを行っています。その中の一つに、愛知県では、西尾市が佐久島にしおかぜ通学という制度をつくり、佐久島小・中学校へ小学3年生から中学2年生を対象とし1年以上の離島通学が行われています。島留学では、島根県や長崎県、沖縄県などでも行われており、子供だけを対象にする留学のほかに親子型の留学を行っている箇所もございます。

当町は、内陸部ではありますが、島留学のような、例えば親子留学を新たなビジョンとしてつくり上げることで、他県からの体験移住から定住へとつなげていくことも可能になるのではないかと考えます。

今回の一般質問をするに当たり、当町の観光産業などについて住民のアンケートにご協力をいただきました一部の回答の中には、75%の方が、当町を魅力ある町だと回答されました。その中で47%は、温泉があること、31%は、飲食店がたくさんあること、36%は、子育てがしやすいなどの回答がございました。当町をより魅力的にするための意見には子育て支援の充実を希望される意見が多く見られ、学童の充実や不登校の子供もオンライン授業で学習できるような授業を取り入れてほしい、外灯が少ない町に外灯を増やし明るい町にしてほしい、公園には緑地の充実を図ってほしい、防災インフラや防災カメラの設置による安全性の向上、踏切渋滞の緩和、スポーツ施設の充実などの意見が寄せられました。発信力の強化やコンセプトやテーマを決めて、まちづくりやイベントを計画するなどといった若者の意見も多く見受けられました。

当町を盛り上げると一言で申しましても、様々な観点から様々な方向性を導き、在住の方がより過ごしやすい町となり、また一方で、多くの観光客でにぎわい活力ある蟹江町となるよう、皆さんとともに素敵なまちづくりを行ってまいりたいと思います。

これにて私の一般質問は終わります。本日はどうもありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の退席と教育課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前11時29分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

○議長 水野智見君

質問3番 富田さとみさんの「選挙をより身近に」を許可します。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみでございます。

議長に許可をいただき、通告書どおり、「選挙をより身近に」について質問させていただきます。

では、皆様おはようございます。

今回は、選挙の投票率、投票所などについてお聞かせいただきますようお願いいたします。

昨年、私たちが蟹江町議会議員選挙に立候補いたしました。選挙では投開票がなく無投票となりました。選挙の本当の厳しさも体験もせずにこの場に立たせていただいている身を思いますと、より一層精進を重ね、蟹江町のために力を尽くさねばと日々思っております。

さて、投票率についてですが、一般的に投票率の低さを多く目にしたり耳にします。特に若い世代になるほど下がる傾向にあるようです。平成28年に18歳から投票できることになり、若い世代にも選挙への関心が高まると期待されましたが、現実はなかなか投票率のアップにはつながっていないようです。ここ蟹江町におきましても例外ではないようです。

では、初めに蟹江町の投票率についてお尋ねいたします。

ここ数年の選挙の投票率を見ますと決して高くないようです。令和5年の愛知県知事選においては、蟹江町は全体の33.34%でした。ここに愛知県知事選のデータを示させていただきました。ほかの市町村に比べ蟹江町の投票率は高いのでしょうか低いのでしょうか、いかがでしょう。

昨年の知事選のデータを見たとき、19歳では19. 61%、こちら色をつけてございますが19. 61%、20代前半には16. 61%と2人も行っていない現状でございます。とても低い投票率と感じました。

年代が上がるごとに、見ていただきますと、投票率は上ってきております。ほかの選挙でも同様の傾向が見られるんでしょうかお教えください。

○総務課長 藤下真人君

それでは、蟹江町の投票率について、直近で投開票が行われた愛知県知事選挙と参議院議員の選挙の投票率についてお答えをさせていただきます。

直近の令和5年2月5日執行の愛知県知事選挙の投票率は、県全体で36. 43%のところ蟹江町では33. 34%です。これは海部地区内で4番目の投票率となっております。

その前の令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙においては、全国で52. 05%、県全体では52. 18%、蟹江町においては49. 14%で、海部地区内では同じく4位となっております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

4位は決して高いとは言えないと思います。しかし、私たちにより近い町議選、町長選におきましてはそれより高くなるようで、より住民に密接していると感じております。

では、世代ごとの投票率も把握されていると存じますがいかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

世代ごとの投票率の把握について答弁させていただきます。

当町では、令和4年7月10日執行、参議院議員通常選挙より投票に関するシステムを導入し、世代ごとの投票率の把握を行うことができるようになりましたので、システム導入後の、同じく令和4年7月10日執行、参議院議員通常選挙と令和5年2月5日執行、愛知県知事選挙の各世代の投票率の状況についてお答えさせていただきます。

両選挙とも若い世代の投票率が相対的に低く、年代が上っていくにつれ高くなっていき、70代をピークに、80代以上はまた下がっていくという傾向が見られ、20代の投票率は最も低く70代の投票率は最も高いという状況で、令和4年7月10日執行、参議院議員通常選挙の全体の投票率を上回っている世代は50代以上、令和5年2月5日執行、愛知県知事選挙においては60代以上となっています。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

システムは今後活用されるとよいなと思います。

やはり、60代、70代の投票率は高いですが、若い方の中にも、政治や選挙に関心のある方もあると思います。その方たちが核となり投票率が上がればと思いますが一石二鳥とはいいか

ないようです。

では次に、各投票所の投票率が公表されていますが、各町内における投票率の把握または公表はされているのでしょうか。私が住んでいるニューシティ蟹江は投票率が低いとよく周りから指摘されてまいりました。その指摘が正しいものなのか長く疑問に感じておりました。そういう住民の方々も少なくございません。その点に関しましてもお教えください。お願ひいたします。

○総務課長 藤下真人君

各町内会の投票率の把握、公表についてお答えさせていただきます。

各町内会や自治会ごとの投票率の把握は困難であり公表もしておりません。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

その指摘はかなり主観的や個人的なものと分かりました。住民の皆様にもぜひお伝えしたいと思います。しっかり守られていることを伺い、安心できました。

では、次でございます。

衆議院、参議院、地方選など期日前投票の選挙立会人も私も何度も務めてまいりました。期日前に投票に来られる様々な方が利用されている様子、また、電話での遠隔からの問合せ、投票についての対応なども拝見させていただきました。厳格な雰囲気の中で取り仕切られ、大変貴重な経験をさせていただけたこと、有権者のお一人お一人の大切な1票を投じられる姿を拝見でき、自分自身が選挙の一端を担っているという自覚を持つことができました。

そうした中、今回は利用が多いとか少ないとか私たち立会人も投票の数を見てまいりましたが、期日前投票や不在者投票についてどのような利用状況でしょうか、教えていただけますでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

期日前投票及び不在者投票の利用状況についてお答えさせていただきます。

令和4年7月10日執行、参議院議員通常選挙の期日前投票の投票者数につきましては4,676人、15.43%の投票率となります。不在者投票をご利用された方につきましては89名となっております。

続いて、令和5年2月5日執行、愛知県知事選挙につきましての期日前投票につきましては2,938人、投票率9.82%です。不在者投票等につきまして利用していただいた方は68人となっております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

投票日に投票できない人にとっては利用しやすい制度ですが、特に不在者投票のやり方や、旅行中などに他府県でも投票ができるなどを知らない人もお見えになりました。より丁寧な広報も併せてお願いをいたします。

では、現在までの課題や問題点などについてお聞かせください。

○総務課長 藤下真人君

選挙の投票率等での現在の課題及び問題点について答弁させていただきます。

問題点につきましては、全世代のうち20代の投票率の低さと捉えておりまして、対策としましては、選挙管理委員会においてはたちの集い、以前では成人式ですね、のところで選挙に関する啓発物品の配布をしております。

課題につきましては、大学進学による県外等への下宿により投票が困難な有権者への対策と捉えております。この対策としましては、マイナンバーカードを利用したぴったりサービスを活用して不在者投票の申請方法の利便性を高め、不在者投票制度の活用をしやすい環境の構築と周知を行ってまいりたいと考えております。こちらにつきましては今度の選挙から活用していきたいと考えております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

近隣市町村での4番目ということをお聞きして、もっと関心を持っていただければと思います。若い世代の低投票率は将来の蟹江町を思いますと大きな課題と思えます。また、システムも整いつつあるということですが、より分かりやすくなり便利になることを期待しております。

では、次に、蟹江町の投票所について質問させていただきます。

先ほどのデータのところで9つの投票所が書かれております。蟹江上から期日前投票まで合わせて10個の項目になっておりますが、こちらをご覧になりながらということでお願いいたします。

蟹江町には9か所の投票所がございます。有権者数の差異や投票率の差異あると思いますが、今後、統廃合を含む増減についてお考えはおありでしょうか。お願いいいたします。

○総務課長 藤下真人君

投票所の統廃合を含む増減の検討についてお答えさせていただきます。

当町の選挙人名簿登録者数は年々減少しており、効率的な選挙執行管理の観点から投票所の改廃についても検討を行うことも必要になってくるかと思われますが、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが極めて重要であり、それらの両面から考慮する必要があります。よって現段階では具体的な投票区の再編等の検討には至っておりません。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

一応そういうことなんですかけれども、蟹江上につきましては登録者数が5,000人弱とほかと比べて多く感じております。分けることも可能かと思い質問させていただきました。

現在の投票所が9か所の投票所体制になった経緯を教えたいただけますか。最初から9か所だったのか。主に公共施設が使用されていますが、民間施設であるグリーンハイツの集会所が投票所に選ばれたのはなぜでしょう。その辺をお聞かせください。お願ひいたします。

○総務課長 藤下真人君

初めに、現在の投票所の体制になった経緯についてご説明させていただきます。

現在の投票所の体制になったのは、平成23年3月の地方統一選挙の際、舟入投票区の投票所を舟入小学校から現在の舟入公民館に変更をしたときからです。

現在の投票区同様の9投票所となったのは昭和52年4月3日執行、蟹江町長選挙となります。

続いて、グリーンハイツの集会所が投票所になった経緯についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昭和に遡りますが、昭和49年12月2日、選挙管理委員会規定の一部改正（昭和50年1月1日施行）で、その当時は7投票所から8投票所へ改正されました。このときに富吉投票区の追加がされました。昭和50年4月13日執行、愛知県議会議員一般選挙に投票所が設置されましたが、こちらは、当時、名古屋都ホテル株式会社さんの富吉寮で行われたということになっております。

それから、グリーンハイツになったところになりますのは昭和51年12月5日執行、衆議院議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、この選挙のときに富吉の投票区で富吉グリーンハイツ集会所になったという記録となっております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

都ホテルの寮があったとか50年前のお話が聞け、また、グリーンハイツに投票所が移ったことも歴史の1ページとして始まり、今の体制が取られていることが分かりました。将来的には見直しも必要になってくるとは思いますが次にいきたいと思います。

さらに、投票所を設置する際の条件なども教えていただけますでしょうか。

役場、学校など公共施設が主な投票所となっていますが、9か所の投票所の中で町内会の公民館や民間であるグリーンハイツが投票所となっています。駐車場確保も投票所としての条件とお聞きしております。その解消方法などもどうなっているのでしょうか。ほかの施設で

も開設可能なように思えます。例えば、私の居住地ライオンズマンションニューシティ蟹江も候補として挙げられるのではないかと思い質問させていただきます。

○総務課長 藤下真人君

投票所の設置条件についてまず答弁させていただきます。

投票所の設置の考え方は国の通知による基準に基づき設置しておりますが、その基準として、投票区の有権者数はおおむね3,000人、住居からの距離は3キロメートル以内等が示されており、そのほかにも、バリアフリーの状況、冷暖房や駐車場の有無等の様々な条件を考慮した上で設置しております。

先ほどニューシティ蟹江を候補としてということが挙げられておりましたが、そちらについても答弁させていただきます。

ニューシティ蟹江の皆さんの中の投票区は蟹江上であり、投票所はその近くにある公共施設である蟹江中央公民館分館、産業文化会館となっております。現在の状況では、先ほども申し上げましたが、投票区の再編の検討には至っておりません。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

公共施設を利用する事が優先ということで、富吉においては公共施設が少ないことも分かりました。新たに投票所の設置は難しいこともとてもよく分かりました。ニューシティ蟹江も少子高齢化の波が押し寄せています。ニューシティ以外の方々でも距離的に負担を感じられる方も東方面にお見えです。気軽に投票できるような環境を望み質問させていただきましたが、将来投票所の見直しがもしされた場合に、後でも出ますが、投票所と併せて共通投票所としても候補として検討の段階に至った際にご考慮願えればと存じます。

では、次の質問に入ります。

投票率向上のための取組についてお伺いいたします。

初めに、選挙立会人の公募がされていますが、今まで応募された方はどのくらいおありでしたか。また、採用実績もお聞かせください。お願ひいたします。

○総務課長 藤下真人君

選挙立会人の公募については、常時蟹江町のホームページで行っております。応募状況及び採用実績は、令和3年執行の衆議院議員総選挙において1名の応募があり、期日前投票期間において計8日間投票立会人をしていただきました。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

先ほど、過去から現在でお一人だけの立会人の応募。その方はとても貴重な経験をしてい

ただき、8日間務められたということで頭が下がります。有権者となった18歳の方も参加が促せるよう、候補になればとも思います。

選挙、政治への関心を持つ機会をより多くする工夫も必要と感じます。例えば、各町内の役員が立会人を毎回の選挙で務めております。町内会でも高校生や大学生も含む募集をかけるということも一つの案だと考えます。会長や役員だけではなく、住民の方々にも選挙を身近に感じる機会として、また、区会・町内会の役員の方々の負担の軽減も目指せるのではないかと思いました。

では、次に、若い世代への投票率アップにつなげるためのアプローチ、それについての反応はいかがでしたでしょう。

○総務課長 藤下真人君

若い世代へのアプローチ及び反応につきましては、先ほども答弁させていただいておりますが、直接若い世代、有権者のアプローチとして、投票率向上のための取組ははたちの集いでの啓発を行っております。また、同様に、次回の選挙からマイナンバーカードを利用したぴったりサービスでの不在者投票の申請ができるようにし、投票機会の充実と投票環境の向上を図ってまいります。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

いろいろな場面で広報されていることは承知いたしました。しかし、現実の投票率につながっていないのが現状です。伝わり切っていない印象も持ちました。

では、次に、山間地域などで取り入れられている移動投票所や、ショッピングセンターや大学校内で行われている共通投票所を開設するお考えはありませんか。投票率アップにつながったという先例もございます。ご検討のほどはいかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

移動投票所や共通投票所についてお答えさせていただきます。

そちら、移動投票所や共通投票所については、投票機会の向上において非常に有用であると考えますが、二重投票の防止のため全投票所と共通投票所間で投票済み情報を共有するためのオンラインシステムを構築するなど様々な対策が必要となることに加え、比較的町域がコンパクトな蟹江町においてどれだけのニーズがあるかということ等を総合的に考えていく必要があり、現段階では開設の予定はありません。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

至学館などで学生が運営し、投票率アップへの運動を見て、ここ蟹江でも取り入れられな

いかと思いお聞きいたしました。

また、蟹江町には高校も大学もございませんので、なかなかそういう場が見つからないと思います。

では、投票率を上げるために蟹江町として取組があればお教えください。投票率の公表を見て、みんなも行っていない現状を自分も行かない理由として捉えてしまいがちとも考えます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長 藤下真人君

蟹江町独自の取組につきましては、蟹江町では令和4年執行、参議院議員通常選挙から全投票所で土足のまま投票ができる環境整備を行いました。また、次回選挙から投票支援カードを導入し、投票しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

では、次に若い方たちの投票率にもつながることとして、子供たちへの主権者教育の推進についてお尋ねいたします。

舟入小の6年生が議会の見学をしましたが、町史、町政に关心を持っていただけたのでしょうか。子供たちの反応や感想もお聞かせいただければと思います。本会議を見る機会があることも選択肢の一つです。ほかの学校にも機会が増えるとよいと思います。よい教材になると思っております。私たち議員にとっても心新たにすることだと思います。

将来を担う子供たちが主権を考えるということ、自覚をするということは、教育や体験の上に成り立っていくものと考えます。昨年、多田議員が質問され重複する点もあると思いますが、生徒会や児童会活動の意義、目的も重要な教育の一環だと理解できます。子供たちが実際の選挙やそれに類した経験を積むこと、親と一緒に投票所へ行き、親が1票を投じる姿を目の当たりにすることで、また、政治に关心を持つ大切なことだと思います。学校での教育や親の姿を見て、子供たちが選挙への理解が進む一歩だと考えます。取組等も教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありました主権者教育推進はどのような試みをしているかについてお答えいたします。

まず、舟入小学校6年生児童の議場見学についてですが、社会科の授業の一環から見学が行われました。児童の感想としましては、教科書に載っていないことが分かった、蟹江町の未来について関心が高まったなどがあり、議会をより身近なものに感じていただけたのではないかと思います。

次に、主権者教育の推進についてをお答えします。

昨年度の答弁と重複いたしますが、主権者教育は学校全体で行われているところです。一番分かりやすい取組としては、議員がおっしゃるとおり、小学校の児童会選挙、中学校の生徒会選挙及びその活動になるかと思います。それ以外にも、社会科公民分野で政治や経済に関する知識の取得、家庭科では消費者教育、総合学習では携帯電話やSNS等利用についての情報モラル教育、税については租税教室、福祉について考える職場体験やまちづくりミーティングなど幅広く行われているのが現状でございます。

選挙についての理解につきましては、年齢が18歳に引き下げられたことにより、中学3年生では、3年後には1票を投じることができますので、学校内の学びの中でその意識づけができればと考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

富田さん、あと1問ですよね。

○10番 富田さとみ君

はい。

○議長 水野智見君

昼の休憩時間になりましたけれども、あと1問ですのでこのまま続けたいと思います。よろしくお願ひします。

○10番 富田さとみ君

よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

身近に感じていただき、また、分からぬことを学んでいただけたとうれしく思っております。

次の時代を担う子供たちが、将来の自分たちの町という自覚が育れますよう、今後も様々な、いろいろな試みをお願いしたいと思います。いろいろな試みの中で、また、議会の見学をほかの学校にも広げていただき、模擬選挙などで実際の投票箱に触れるといった内容もご検討いただければと存じます。

では、次に、移動が困難な方への支援はどのような体制が整えられているでしょうか。高齢者施設、障害者施設利用者の皆様はどのように投票を実践されているのか。対応などあればお教えください。また、独居の方々への支援や対応についてもお願いいたします。投票の機会の提供は非常に重要と考えます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、最後に移動困難者への支援等について答弁させていただきます。

投票所へ行くための移動支援としては、現状、特別に行っておりません。また、高齢者施設や障害者施設利用者の皆様につきましては不在者投票等の制度がありますので、そちらの

ほうの制度を利用していただけたらと考えております。

また、郵便投票というところもありますので、そちらについて答弁させていただきます。

郵便投票につきましては、身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方のうち特定の障害の程度の方や介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方は郵便投票が行えるほか、先ほど申し上げました登録されている施設、高齢者施設や障害者施設につきましては不在者投票、また、住民票を置いて学生が県外、町外に居住している場合は不在者投票など様々な投票の方法がありますので、引き続き制度の周知をしてまいりたいと思っております。こちらの周知としましては、選挙の際に発行する選挙広報や町公式ホームページに掲載しておりますので、またご覧いただけたらと思います。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

登録された施設は投票できる体制があるということですが、それ以外の方が投票できる体制も今後整えればと思います。

今回いろいろな取組を知ることができました。新しく投票所設置は大変厳しい、難しい願いだと分かりました。それでも、9か所になってから約50年。見直しの際にはご考慮をいただければと思います。より身近に選挙を捉えられるよう、移動・共通投票所についてお尋ねしましたが、共通投票所は課題も多く、予算、人員も割かなければいけない、システムも必要、二重投票の懸念もあるということでした。しかし、試みることも、今までに投票に行かなかった人が1票を投じることにつながることになるかもしれません。少子高齢化はますます進み人口減少が懸念される将来、投票所の見直しもあるかと思います。移動投票所を活用することも選択肢の一つとしていただければと願っています。

また、少子高齢化の中で、現在、選挙に行かない人たちがいずれ親になるときが来ます。投票に行かない親を見て、その子供たちもまた選挙に、政治に関心を持たないで育つようになることが心配です。私のようなただのおばさんの懸念かもしれません、それでも住民の中には同様の声もありました。あと10年後の若い親たちの投票率は数%台になり、ますます政治離れが起こることもあるのでは、対策を講じるべきだと話す方もいらっしゃいました。若い世代が投票に行かない理由について、不在者投票ができるなどを知らないなどシステムが分からぬ方たちもいるそうです。こうした情報を伝える対応も必要かと思われます。

先ほど取組も伺いましたが、さらに周知の方法も考えていただきますようお願いいたします。大切な1票を投じることで自分たちの意見を投影できること、また、変えていくためにも自分たちの権利を行使していただき次の世代につなげていただければと願います。

蟹江町におかれましても、住民が投票に行きやすい1票を投じやすい環境づくりや、広報をより一層進めさせていただきますようお願い申し上げて今回の質問を終了いたします。お答え

にくい質問でしたでしょうが、真摯にお答えいただきまして感謝申し上げます。また、私自身も冒頭に話しましたが、町民の皆様にご理解がいただけるよう努力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、富田さとみさんの質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後1時10分から再開いたします。

(午後0時06分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

○議長 水野智見君

質問4番 志治市義君の「人口減少とそれに対する地域活性化について」を許可します。

志治市義君、質問席へお着きください。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義でございます。

議長のお許しをいただき、通告書の内容に従って、「人口減少とそれに対する地域活性化について」質問をさせていただきます。

去る4月、元総務大臣増田寛也日本郵便社長はじめ、民間有識者からなる人口戦略会議が、全国の市区町村の約4割が将来消滅する消滅可能性自治体に該当するとのレポートを公表しました。

これは20歳から39歳の若年女性人口の将来動向に着目したものですが、現在の人口減少社会に改めて警鐘を鳴らすという点では、大きなインパクトがあったのではないかなと思います。

一方で、消滅可能自治体と宣言された市町村の反発は強いと聞きます。

我が町は、消滅可能自治体でも自立自足可能自治体にも該当しない、中間的な位置にあります。

人口戦略会議は、これに先立ち今年1月に「人口ビジョン2100」という提言も公表しています。これは、安定的で成長力ある日本を維持していくために、2100年に人口8,000万人で安定化させる、そのために、若者世代の所得向上や雇用の改善、東京一極集中の是正等の国家ビジョンを策定し、官民挙げて取り組むことを提言しています。

ただ、この計画の実現には2060年までに、合計特殊出生率を2.07まで回復することが前提となっています。これは大変高いハードルだと思います。出生率が1.36で推移しても、2100年の人口は6,300万人と想定されていますが、2023年の出生率は1.20であることを考えると、

この計画達成は実に困難であるか、容易に理解できます。

では、我が蟹江町はどうか。恐らく間違いなく、我が町にも人口減少の波が訪れつつあるのではと思います。

そこで、人口という観点で蟹江町の活性化方策について、何点かお尋ねいたしたいと思います。

まず、一口に人口といっても、幾つかの種類があります。最も一般的なのは、蟹江町に居住している人の数、定住人口だと思います。先日、町にお尋ねしたところ、この定住人口には国勢調査と住民基本台帳の2種類があり、人口は若干違うとのお話をいただきました。

そこで、まず初めに、本町の国勢調査の人口と住民基本台帳の人口について教えてください。また、両者で違いが生じている理由もお教えください。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました国勢調査人口と住民基本台帳人口の違いについて、統計業務を所管しておりますふるさと振興課から、お答えをさせていただきます。

初めに、国勢調査は、人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年から5年ごとに実施をされております。

この国勢調査は住民登録の有無に関係なく、調査年の10月1日を基準として、ふだん住んでいる人全てを、ふだん住んでいる場所で調査しており、実際の居住者の状態に即した人口となっております。

なお、直近で調査をしました2020年10月1日現在の国勢調査人口は、3万7,338人となっております。一方、住民基本台帳人口は住民基本台帳法に基づき、各市町村に備付けの住民基本台帳に登録されている住民の数でございます。

また、2020年10月1日現在の住民基本台帳人口は、3万7,551人となっており、国勢調査人口との差は、213人となっております。この差は、住民基本台帳では住所を変更しない方がおりまして、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しないことから、人口に差が生じるものでございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございました。

そういうことで、少し違うということでございますね。国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年までの全国市町村別の将来推計人口というのがありまして、それを見ました。本町の人口は2020年は、先ほどお教えいただいた3万7,338人、2025年が3万6,798人、2030年が3万5,942人、2050年が3万1,731人と大きな人口減少を予測しています。

一方で、本町が2021年3月に策定された第5次蟹江町総合計画では、2030年の計画目標人口を3万8,000人としています。さきに述べた研究所の推計よりも多く設定されています。

そこで、本町が目標人口をこのように設定した根拠、あるいは考え方についてご説明いただきたいと思います。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました第5次蟹江町総合計画における目標人口の設定の根拠と考え方について、お答えさせていただきます。

第5次蟹江町総合計画は、政策人口を加味した計画目標人口を3万8,000人としております。第5次蟹江町総合計画の目標人口3万8,000人の数字的根拠ですが、国から提供されました人口動向分析・将来人口推計のための基礎データや国勢調査などを基に、当町の将来人口を推計しております。

具体的には、実績値は2015年国勢調査までの値を、推計値のほうは2019年9月までの住民基本台帳の推移を基に推計した、2020年における国勢調査人口の推計値と、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口推計」、こちらの平成30年推計によるもので計算しております。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計では、2015年国勢調査を基準年として2015年以降、緩やかに人口が減少する推計となっており、当時、まだ人口減少が始まっていない蟹江町の現状と乖離がありましたので、2019年までの住民基本台帳の推移を基に、2020年国勢調査人口を推計し、将来人口推計を行っております。

この推計では、2020年をピークに緩やかに減少し、2030年に約3万7,000人になることが見込まれています。人口減少が見込まれる中ではありますが、第5次蟹江町総合計画の各施策に取り組むことによって、1,000人の増を目指すという思いで、計画目標人口を3万8,000人とさせていただきました。

以上でございます。

○3番 志治市義君

今の話で、現状2020年以降の町の現状をよく考えて、この3万8,000人という、これを出されたと、おおむね目標人口を今後の政策分を加味して設定されたということだと思います。ただ、この目標を達成するにはやはり相当な努力が必要であることは自明だと思います。

そこで、この目標に少しでも近づき、人口増を図っていくために、本町はどんな取組を考えておられるかお聞きします。

○政策推進課長 丹羽修治君

目標人口を達成するための人口増の取組についてお答えさせていただきます。

第5次蟹江町総合計画の推進を通して、恵まれた立地条件を生かした住環境の向上や子育て支援環境の向上に取り組むことにより、若い世代の転入を促し、目標人口3万8,000人を目指しております。

特に、第5次蟹江町総合計画では、目標人口3万8,000人の実現を目指し、重点的に取り

組むまちづくり戦略として、「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点戦略に位置づけました。

重点戦略は、各施策ごとに重要業績評価指標を設定し、毎年度、各施策の進捗状況の確認と効果の検証を実施しております。

政策推進課では、転入促進に取り組んでおり、転入促進ガイドブックの作成や転入を促進することに特化したウェブサイトを構築し、町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、当町の暮らしやすい魅力のアピールを図っております。転居を考える町外の多くの人に、転入候補地として考えてもらえるよう取り組んでおります。

目標人口を達成するための取組については、以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

本当にたくさんの方策を、今お示しいただいたんですけども、多分、どの自治体も本町と同じ事情ですので、本町と同じように努力をされていることだと思います。

本町内的人口を増やす方策も大事だと思いますが、町外から本町を訪れる人を呼び込み、増やしていくことも私は大切だと思います。こういう人の数を交流人口というふうに言うんだそうですけれども、この交流人口を増やすためには、やはり観光、それから規模の大きな会議（コンベンション）等が考えられます。本町は町の規模がコンパクトですから、やはり観光が中心になると思います。

そこで、お伺いいたします。

本町には、祭人（さいと）、泉人（せんと）、足湯、尾張温泉、佐屋川寄場などの観光施設や、須成祭や町民まつり、神明社例大祭、町民文化祭や生涯学習まちづくり推進大会などのイベントが毎年開催されています。

これらをはじめとする施設やイベントで、年間の来場者が分かるものがあればお教えいただきたいと思います。また、その中で町外から訪れる人が多いと思われる施設やイベントがあればお教えください。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいま、議員から2点ご質問をいただきました。

初めに、年間の来場者数を把握している施設やイベントについてお答えをさせていただきます。

当町の公共施設において年間の来訪者数を把握している施設といたしましては、蟹江町観光交流センター祭人（さいと）、蟹江町多世代交流施設泉人（せんと）、そして、足湯かにえの郷でございます。

各施設の年間利用者数につきましては、蟹江町観光交流センター祭人（さいと）は6万596人、蟹江町多世代交流施設泉人（せんと）は11万835人、足湯かにえの郷は5万4,156人

となっております。

一方、イベントの来場者数につきましては、前年度の実績を基に駐車場の利用状況や会場内にぎわい等を踏まえまして、推計値として人数を把握をしております。この推計値で把握しているイベントとしましては、かにえ町民まつり、須成祭、鉄道会社主催のウォーキングイベントがございます。

これらイベントの令和5年度の来場者数・参加者数についてでございますが、かにえ町民まつりは両日で1万8,000人、須成祭は宵祭が7,000人・朝祭が800人、鉄道会社主催のウォーキングイベントは計4回実施しております、総勢3,752人の参加となっております。

続きまして、2つ目のご質問にありました、町外から訪れる人が見込まれる施設やイベントについてお答えをさせていただきます。

町外からの誘客が期待できる民間施設といたしましては、尾張温泉東海センターがございます。

また、イベントといたしましてはさきの答弁にありました、鉄道会社が主催するウォーキングイベントであります。このイベントへの参加者の多くは町外の方との認識でございます。

これまで申し上げました、施設やイベントへの来訪者数につきましては、町内・町外を含めた全体の人数であり、町外の方に限った数の把握はできておりません。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

今、都度、都度詳しくお尋ねしたのは、私も蟹江町に生まれまして、ずっと蟹江町で過ごしてきた者でございますので、我が町は歴史の町、文化の町、観光の町、発展する伸びしろが、私はとても大きい町だと認識をしています。

そこで、このうち観光、そしてその振興という観点で考えたとき、蟹江町外から積極的に人を呼び込むために、町はどのような、今取組を行っておられますでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました町外から人を呼び込む取組についてをお答えをさせていただきたいと思います。

当町の魅力を多くの人に届け、訪問先として蟹江町が選ばれるためには、マスメディアやSNSといった様々な情報発信手段を適切に選択するとともに、目標とする顧客に届く、また、触れた人が行きたくなるような情報発信を行う必要があります。

これまでにも、名古屋駅駅前のランドマーク「ナナちゃん人形」を蟹江町公式キャラクター「かに丸くん」の衣装に変身させたPR活動や観光情報誌るるぶとコラボレーションし、町外の方には当町のプロモーションを、町内在住の方には魅力再発見を目的とした情報発信

を行っております。

また、本年度は、11月11日月曜日から17日日曜日までの1週間、名古屋市栄地下街において、アンテナショップを開設し、名古屋市周辺に在住・在勤の方をターゲットにしたプロモーション活動を展開してまいります。

以上でございます。

○3番 志治市義君

たくさんの手を打っておられるということが、とてもよく分かりまして、何かすごい嬉しい感じがいたします。毎年7月、町では生涯学習まちづくり推進大会が開かれております。愛知県設楽町や沖縄県読谷村の郷土芸能披露や特産品販売、蟹江町の文化も紹介されるので、私はこれまで毎回楽しみに出てかけてまいりました。

本町は、設楽町、読谷村そして沖縄県大宜味村、兵庫県香美町と交流の協定を結んでいます。さらに、アメリカ合衆国イリノイ州マリオン市とも交流活動を行っています。

これらの市町村とは、観光に限らず文化面や教育の分野でも交流活動を行っていると思います。当然これらの地域から蟹江町に人が来ております。

そこで、これらの市町村と結んでいる協定についてお教えいただきたいと思います。

また、協定先の自治体が蟹江町を訪れるケースには、どのようなものがあるのでしょうか。具体的にお教えください。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいま、議員から2点ご質問をいただきました。

初めに、交流協定先との協定の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、当町と愛知県設楽町との間では「協定書」を、当町観光協会と沖縄県読谷村、沖縄県大宜味村、兵庫県香美町の各観光協会との間では「覚書」を結びまして、交流事業を通じて友好を深めているというところでございます。

協定書及び覚書の内容といたしましては、相互の観光推進に必要な情報と人材の交流促進や特産品を生かした共同開発をはじめとする事業の実施をその内容としております。

続きまして、2つ目にご質問がありました、交流協定先の町や村の方々が当町を訪れるケースとしましては、かにえ町民まつりへの出店や観光交流センター祭人（さいと）における特産品、例えば兵庫県香美町で水揚げをされました香住ガニの販売、須成祭へのご招待、また、生涯学習課の所管事業であります生涯学習まちづくり推進町民大会においては、沖縄県読谷村の自治会の方々が伝統芸能をご披露いただくために来訪されております。

以上でございます。

○3番 志治市義君

では、逆に、蟹江町から交流協定先、その他の自治体を訪れるケースについてどのような事例がありますでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました蟹江町から交流協定先を訪れるケースについてお答えをさせていただきます。

当町から各自治体を訪れるケースとしましては、愛知県設楽町とはキャンプ教室の会場として、つぐ高原を利用してあります。

また、沖縄県読谷村とは、読谷まつりへの参加や中学生の民家生活体験、平和学習といった文化交流を行っております。同じく沖縄県大宜味村とは、大宜味村産業まつりへの参加や特産品を使用した商品開発、また兵庫県香美町とは、例年11月に開催されます松葉ガニまつりへの参加など、人ととの交流を通じて相互訪問を重ね、理解を深めているところでございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

今のご答弁で、蟹江町が交流人口を増やす努力をずっと続けてこられているということが、よく分かりました。そうすると、交流人口を増やすためには、すなわち町外からの観光客を増やすように努めていくことが大事だということになるかと思います。

では、この町外からの観光客を増やすということについて、現在取り組んでいる施策はどんなことか。そして今後、より力を注いでいく予定の施策があればお聞きしたいと思います。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、今のご質問についてお答えいたします。

ご質問のありました観光客を増やすための施策についてお答えいたします。

現在、当町におきましては、来訪者の滞在期間の延伸が課題であると認識しております。そこで、今年度はその課題を解決すべく、町内の108つの橋を巡る通年周遊型のデジタルスタンプラリーの開催をはじめ、当町ならではの体験プログラム、温泉、地元の食を取り入れた蟹江らしい旅行商品の造成など、町内に点在する観光資源を知ってもらうための仕掛けづくりに力を入れております。

今後におきましては、特に、行動決定につながる効果的な情報発信が肝要であると考えております。掲載する観光情報の充実はもとより、行政による情報発信だけではなく、町民や事業者間の交流を促し、事業の実施を通じて、町内外への情報発信力を高めるなど、当町全体の広報力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

大変いろいろなことで努力をしておられることが、改めて分かりまして大変うれしい思いでございます。

ところで、人口についてちょっと調べておりましたところ、ある町民の方からは、これからは地域活性化を図る上で、関係人口を増やすことが大事だという話を伺いました。関係人口、初めて聞く言葉ですので、これも町にお聞きしましたら、観光などで自治体の魅力を発見し、移住にまでは結びつかないけれども、その自治体の発展に寄与しようという、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のことをいうのだそうです。

例えば、ブランド米や酒米を栽培する田んぼのオーナーとなり農作業に訪れる人、祭りやイベントにサポーターとして関わる人、副業で地域企業を支援する人などです。

加藤副町長さんは、つまり観光以上移住未満だとお教えくださいましたが、そう考えるとカタログショッピング的なそういう考えではなく、純粋に蟹江町を応援しようという本来の意味でのふるさと納税で寄附をしてくださる人もその範疇かと思います。

これらの関係人口を増やすのも、地域活性化につながっていくと私は考えます。

そこで、副町長さんにお尋ねしたいと思います。

本町で、この関係人口を増やす取組をしておられることがあればお聞かせください。また、これからそういう取組を推進していくお考えはございますでしょうか。

○副町長 加藤正人君

関係人口についてお尋ねをいただきました。

関係人口ですね、全国的な事例を見ますと、過疎地域において、やはり地域を支える人材が不足をしている、それを確保するために取り組む事例が多いのではないかというふうに思っております。

大都市圏に位置する蟹江町は、少し状況は異なるとは思ってはおりますが、これからの人口減少の下で、地域活性化を図るための重要な視点であるというふうには認識をしております。ただ、いきなり町外の人材に蟹江町の地域づくりに参加をしてもらえるような取組は、現時点では困難なのかなというふうに思っておりまして、まずは、蟹江に関心を持つ蟹江ファン、蟹江を訪れるリピーターを増やしていくというところから始めるべきかなと、そういう人が、今後、関係人口につながっていってくれればなと思っているところでございます。

例えば、これは現在実施、令和3年から実施していますが、体験型のプログラムであります「かにえ体験」がございます。これは町外からの参加も多いというふうに聞いておりまして、これをもう少し充実、発展をさせるということ。

あるいは、小酒井不木ですね、かなりコアなファンが思った以上に多いというふうに聞いておりますし、名古屋には不木専門の古本屋もあるというふうに聞いております。こういう小酒井不木のファンを集めよう仕掛けが考えられないかなとかですね。

あるいは、やはりカニですかね。カニをデザインにした、いろんなカニをモチーフにしたデザインというのは、今若い方に非常に人気があるようでございまして、そういうのを何かつながりのきっかけにできないかなというふうにも思っています。

例えば、今年度愛知大学との連携事業の中で、カニをモチーフにした蟹江の魅力発信について、学生さんたちにちょっと考えて、簡単な動画を作ってほしいということでお願いをしていまして、3組の学生のグループが、今それに携わっていただいているので、期待をしたいなというふうに思っています。

それから、先ほど室長の答弁にあった108つの橋巡りデジタルスタンプラリーですけれども、出だし非常に好調のようですし、県外遠くは北海道からの参加者もいらっしゃるということで、やっぱりそういうのも、また考えていいければなというふうに思っています。それぞれまだアイデアレベルのところもありますし、ハードルは高いというふうに思っていますけれども、様々な取組の中から関係人口に結びつくものを見いだしていきたいというふうに思っているところでございます。

それからすみません、先ほどの交流人口、むしろ交流人口のところですけれども、1点、補足をさせていただきたいと思います。

加藤議員の午前中の発災後の二次避難先のところのご質問で、安心安全課長から岩倉市との連携を進めているという答弁をさせていただきました。今、岩倉市とはこれを機に、防災面だけではなくて、様々な分野で連携・交流が進められないか、両者で検討を進めているところでございます。やはり日頃から、行政や市民レベルの交流がないと、いざ避難というときにやはり十分に機能しないのではないかというふうに思っております。

岩倉市は、名古屋に近接するベッドタウンでありますし、五条川の桜が有名な川のまちでありますし、戦国時代の城があった歴史のまちでありますし、また、3台の山車が残る伝統文化のまちであるといったように、蟹江と非常に共通点が多いのではないかというふうに思っております。

連携交流協定の締結も視野に入れながら、多くの分野でまた交流が進むように取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございました。

想像以上に一生懸命いろんなことをやっておられるということで、さらにうれしく思います。

これから蟹江町は、冒頭でも触れましたように、人口減少は残念ながら避けられないだろうと思います。そうなると、それに伴う様々な課題が生じてくると思います。

例えば、人口増の時代に拡大した公共施設やインフラの維持管理コストが増えてまいります。そうなると、学校の例えは統廃合ですとか、ごみ収集など行政サービスの維持についても、また問題が出てくると思います。

あるいは、今、貴重な労働力として外国人が本町に住んで働いておられますが、今後外国

人に対して、例えば技能教育制度や定住促進の方策が取られるようになってくると、地域とのつながりは一層大きくなりますから、外国人との関係をよりしっかりとつけていくことも課題となつてまいります。

そこで、最後に町長さんのお考えを伺いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、人口減少の影響はこれからいろんな方面に現れてくると思います。このような事実や推定、想定を鑑みると、人口減少時代における蟹江町の地域活性化の方策について、町長さんのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、志治議員のご質問にお答えをしたいと思います。

的確な答弁ができるか分かりませんが、答弁漏れがありましたらお願ひをいたしたいと思います。

当蟹江町創生以来、明治22年（1889年）町制施行が始まりました。今年で135年目であります。名古屋市に続いて愛知県で一番古い町、飛島村さんもそうなんですね。豊根村さんも、この1市1町2村が135年ということで、ご理解をいただいていると思います。

人口減少のお話もされていましたし、実際今、第5次蟹江町総合計画実施中でありますけれども、その前の第4次総合計画「キラッとかにえ明るい未来が見えるまち」、これがテーマでありますけれども、そのときの目標人口は、実は3万8,000人なんです。やみくもに3万8,000人にしておけばいいということではなくて、先ほど根拠に基づいた人口推計を出させていただきました。

いずれにいたしましても、愛知県も人口が増えていますよと言っている状況から、流入人口は増えているけれども、いわゆる実際増えているのかどうかということになると、実質は減少、これはもう日本全体がそういう状況になっていますから、仕方ありません。

そういう意味で、蟹江町は歴史・文化・伝統にしっかりと染まったすばらしい町だと、私は自負しておりますし、志治議員もお生まれ、お育ち全てそうでありますので、同じ感覚だというふうに思っております。

そして、いろんなところと協定・交流を結んで視野を広げていきたい。1つ、うちの職員からも出なかつたんですけども、実は海外にも目を向けてほしいということで、アメリカのイリノイ州マリオン市とも、実は姉妹都市提携を結んでおりまして、蟹江町からもう既に今年を入れますと100人以上の子供たちが、ホームステイを実は経験をし、そこから新たに職業を見つけ、外国で働いてみえる蟹江町出身の方も多数おられます。

そういう意味で、国際化に向けて、自分の「10K」の中、選挙公約の中の国際化に向けての進展も着々と、今進んでいます。それも付け加えて、ご説明をしていきたいというふうに思っております。

また、アピールの仕方もなかなか思うに任せなかつたこの小さな町が、2016年に須成祭が

世界ユネスコ文化遺産に認定をされ、その2年後（2018年）に、観光交流センター祭人（さいと）がオープンをいたしました。まさに、情報発信基地でありまして、しっかりと運営をしていただいて、順調に今スタートをしておるわけでありますが、それをしっかりと根底に持ちながら、蟹江町はまだまだ大きく飛躍できる町だというふうに自負いたしております。

また、議員各位にもいろいろお願ひをしながら、お助けをいただいているわけでありますけれども、最後に外国人の話もされました。蟹江町、今、実は51か国ぐらいだと思います。1,900人以上、2,000人弱の外国人、これは住民登録、基本台帳に載っている外国人の数ですけれども、そのうちに一番多いのが実はベトナムの方であります。2番目がフィリピンの方ですね。3番目がブラジルだったかな。4番目、5番目がアジア系、韓国・中国だったと思いますが、そんな中で、今おっしゃいました労働力の問題がありまして、この2024年今年でありますけれども、内閣決定をし、外国人のいわゆる技能実習生、3年間だった技能実習生の期間を2年延ばしますよ、特定技能をつけていただければ、永久的にそこに住んでいただくこともできますし、実際業種を替わっていただくこともできるよという柔軟な体制に変わりました。これを機に、蟹江町にも今たくさんの方が働いてお見えになりますので、その窓口も蟹江町で、国際課という窓口にするかどうか分かりませんが、少子化とともにつくっていければなあというふうに思っております。

男女雇用機会均等法があって、男女は平等だよと、外国人をややもすると、日本の方はやっぱり島国なんでしょうね、ちょっと軽視するような部分がかつてはありました。今はもう、ほぼございませんが、そういう意味でいけば、蟹江町外国人の人口が本当に多くございますし、どんどん増えております。そういうことも含めて、交流人口を増やしていくかなきやいけないというふうに思っています。

蟹江町の町民自身が、蟹江町に住んでみる人自身が蟹江町のよさをしっかりと分かっていただけるような、そういう情報発信も、これからもやっていきたいと思います。一緒になって、共同まちづくり、コアに据えて、これからまちづくりもやっていきたいなど、こんなことを思っております。答弁が不十分でありますら、再質問していただければありがたいと思います。

以上です。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

今のご答弁をお聞きして、蟹江町を活性化していくんだと、そういう町長さんの強い思い、願い、よく理解しました。私も蟹江中学校に以前勤めていましたから、いろんな町のイベントに参加しておりましたが、そのときにお会いするたびに、町長さんは、蟹江の魅力をどんどん宣伝したいんだと、そのためには観光に力を入れて、町をもっともっと元気にしたいんだと、こういうことをよくおっしゃっておられたことを、私は覚えております。

コロナで水を差されはしましたけれども、年々やっぱりにぎわいは戻ってきていて、町長さんが取り組んでこられたことの効果は確かに出てきていると思います。

観光協会や商工会、あるいは祭人（さいと）・泉人（せんと）などと地域、そして町民の方、さらには行政がさらにお互いの連携を強くして、町全体で観光を盛り上げていけば、今よりもっと住みよく、よりにぎわいのある町になります。

蟹江を愛する一町民として、私も私なりにできることを考え実践していきたい。そんな私の気持ちをお伝えして、私の質問を閉じさせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で志治市義君の質問は終わります。

ここで政策推進課長、ふるさと振興課長、教育課長の退席と産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、安心安全課長の入場を許可します。総務課長は、席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後1時51分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時53分)

○議長 水野智見君

質問5番 三浦知将君の「安心・安全なまちに住み続けられるように」を許可します。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○7番 三浦知将君

7番 新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って、「安心・安全なまちに住み続けられるように」について質問させていただきます。

蟹江町として、防災、減災対策により安全、安心なまちをつくっているとは思いますが、日常の安全、安心の確保にも努めるべきだと思います。

蟹江町には、近鉄の蟹江駅、富吉駅、JRの蟹江駅の3つの駅があります。

近鉄蟹江駅には多くの方が利用され、1日の乗降客数は2022年の国土数値情報によると、約1万200人で、近鉄名古屋線の名古屋駅までの駅に比べて、利用者は多いです。そして、近鉄蟹江駅にはロータリーがあります。ロータリーとは、駅前にある環状の交通広場のことです。一般的には、バスやタクシーが乗り入れるための場所で、交通の流れを円滑にするためにあります。通常は、歩行者用に通路も設けられており、駅にアクセスしやすくなるための便利なスペースと言われております。

近年、近鉄蟹江駅周辺の整備がされ、ロータリーが造られました。多くの方が利用される近鉄蟹江駅のロータリーについて質問いたします。

まず、近鉄蟹江駅のロータリーはどのような目的で造られたのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの三浦議員の近鉄蟹江駅のロータリーの目的、こちらについてお答えをさせていただきます。

従来から工事で近年広がったものにはなるんですが、整備する前の平成27年3月議会の全員協議会以降、事業化するまでの間に、議員の皆様にもご説明をさせていただいた目的でございますが、こちらとしましては、近鉄蟹江駅前ロータリーは、町道近鉄蟹江駅前線に接し、ロータリー周辺は絶えず人と車が行き交い、特に雨天の日には、駅への送迎用車両で混雑が著しく、危険な状態であった。また、地域住民からの要望もあり、駅前ロータリー周辺の防犯、安全対策と混雑、煩雑化の解消を図るために整備をしたということが目的でございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございました。

交通の渋滞の緩和ということで、地域の要望もあり、駅前を整備されたと思いますが、整備されただけでは不十分だと思います。その後の効果検証も必要になってくると思います。

そこで、また質問させていただきます。

近鉄蟹江駅ロータリーの効果はいかがでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、整備の効果についてということでのご質問にお答えをさせていただきます。

もともとありました従来のロータリーは、今回の整備によりまして、バス、タクシーなどの公共交通専用としました。従来のロータリーの奥、東側に新たに整備しましたロータリーは、一般車両用ということで区分をさせていただきました。このことにより、整備当時は特に一般車両の利用者の方には、戸惑いもあったかとは思いますが、駅前ロータリー周辺の防犯、安全対策と混雑、煩雑化の解消が図られたと思っております。

また、歩行者につきましても、東の端に歩道を整備させていただきましたので、東からの利用者の安全性が確保されたと思っております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

今、ご答弁で交通渋滞とか緩和されたということだったんですけども、なかなかちょっと分かりづらいところもあると思いますので、今後この事業を行っていく上で、KPIというものをやはり設定していただいて、どのようになったか、効果検証することで将来も改善

する余地もできるかなと思いますので、今後、KPIを基に、今よりよくなるように試行錯誤等もしていただきたいと思います。

続きまして、質問をさせていただきます。

近鉄蟹江駅周辺の時間帯による交通状況は把握されていますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、交通状況につきましては、町としては調査のほうは、実施はしておりませんが、近畿日本鉄道株式会社ですね、近鉄さんのはうが午前7時から午後7時までの12時間対象とした踏切の交通量調査を実施しております。

町として持つておる情報としましては、駅の西側ではなくて東側の踏切にはなりますが、蟹江第1号踏切というところの実績として、最新のものでは令和元年11月14日の調査の結果を持っております。午前7時から正午までの時間帯は、時間を追うごとに交通量は増加をしておりまして、最大の自動車の通行量は、11時から正午までの間で434台という数字になっております。正午以降午後7時までの時間帯につきましては、おおむね1時間当たり350台ほどで推移しておりますが、午後4時から5時の時間帯、通勤・通学の送迎と思われるのかどうかちょっと分かりませんが、1時間当たり395台という通行量がございました。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

今の調査ですね、近鉄蟹江駅の東側ということでしたので、もちろん私が今お話し、西側も今後、また調査ですね、何かあれば対象にしていただきたいなと思います。

やはり、今、先ほどもありましたが、特に平日の7時から9時は職場や学校へ通う方の通勤・通学時間のピークとなり、電車を利用する人が多くなると思います。それによって駅前に人や自動車が集中します。また、17時から19時は仕事、学校が終わり、こちらも帰宅によって駅前が混雑します。道路交通法上、横断歩道では自動車は歩行者や自転車の横断を妨げてはならないとされています。自動車は歩行者や自転車が渡り切るまで待たなければならず、資料の2にもありますが、こちら、近鉄蟹江駅前の銀行前の横断歩道では、特に通学・通勤時間そして帰宅時間は、ひっきりなしに横断がされているというふうに見受けられます。

この横断により駅前の渋滞につながり、駅前の渋滞から近鉄蟹江駅周辺の道が混雑するというふうに波及されている要因になっているとも思われます。歩行者と自動車のバランスも考えていかなければならないと思います。

そこで、また質問させていただきます。

近鉄蟹江駅周辺の渋滞を緩和するための対策はどのように考えていますでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、近鉄蟹江駅周辺の渋滞緩和の対策をどのように考えているかというところでお答えをさせていただきます。

近鉄蟹江駅周辺の渋滞要因としましては、朝夕の踏切遮断によります車両の滞留とその送迎による交通量の増加などが考えられます。

抜本的な対策としましては、現在都市計画道路七宝蟹江線というところで立体交差を考えられておりますが、現時点では事業化は困難なところでございます。

の中でも、少しでも道路を円滑に通行できるよう、通過できるように路上駐車等の対策に努めているというところがまずはございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

立体交差というふうに大規模な解決策を進めていくというのは、今すぐには困難だと思います。しかし、例えばなんですかでも、渋滞緩和の専門家に相談したりとか、あとはアンケートを実施したりとか、交通状況を把握してシミュレーションを行うと、例えばデジタルサイネージによる渋滞情報の共有等、あとは歩行者専用の信号機をつけるとか、警察の方と連携、要望することなどから、できることから検討をお願いいたします。もちろん根本的な問題の解決策も引き続き考えていただきますよう、お願いいたします。

もしかしたら、この考え方によっては、ほかの渋滞するところにも活用できるかもしれません。

話は替わりますが、また質問させていただきます。

蟹江中学校前の歩行者用信号機はどのような目的で設置されたのでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

蟹江中学校前の歩行者用信号機が、どのような目的で設置されたかについてお答えさせていただきます。

蟹江中学校前の道路には、もともと横断歩道のみの設置でございましたが、平成11年に歩行者用信号機が設置されたものでございます。

蟹江中学校前の道路につきましては、自動車の交通量も比較的多く、登下校に数多くの生徒がこの場所を横断するということから安全性を鑑み、設置されたものでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

中学生の通学の安全性を考えられて設置されたということで、やはりこの歩行者専用の信号機があることで、歩行者は車両が停止した状態で安全に横断することができ、事故のリスクを減少させることができます。

車両と歩行者の動きを信号で制御することで、この無秩序な横断を防ぎ、車のスムーズな走行が可能になるということで、やはり混雑を防ぐことができると思います。

歩行者専用信号機は、歩行者と車両の安全と交通効率を高めるための役割を果たしていると思います。

そこで、また質問させていただきます。

この歩行者用信号機を設置する要件はどのような基準で設置されるのでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、信号機の設置基準についてお答えさせていただきます。

信号機の設置につきましては、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が信号機を設置及び撤去する場合の一般的事項を定めることを目的とする信号機の設置の指針に基づいて検討されます。

その指針につきましては、必要条件としては、次の5つがございます。

1つ目、信号で停止している車とすれ違いができる幅が確保されていること。

2つ目、歩行者が横断するまで安全に待機できる場所が確保されていること。

3つ目、交通量が一番多い1時間のうち、優先側の道路の交通量が原則として300台以上であること。

4つ目、近くの信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。

5つ目、信号灯器が見やすい配置となるように、信号柱を建てる場所が確保されていること。

この5つは必須条件となります。

それに加えまして、次の1つの条件に該当する必要もございます。

それは4つのうちの1つでございます。

1つ目、人身事故が過去1年間に2件以上発生していること。

2つ目、小中学校、幼稚園等の幼児・児童・生徒、病院や老人ホーム等の高齢者の交通安全を特に確保する必要があること。

3つ目、主道路と従道路の関係から信号機を設置しなければ円滑な交通を確保できないこと。

4つ目、歩行者の横断が多く、車両交通量も多い場所で歩行者の安全な道路横断を確保する必要があること。

以上の4つのうちの1つが、さらに必要な条件となってきます。ただし、この指針の条件に全て該当したからといいまして、必ずしも設置されるというわけではございません。

信号機の新設には、道路改良工事を伴うことが多く、公安委員会だけで設置するものではなく、また信号機の新設に反対される意見も当然ありますので、周辺住民の方の総意でない場合には設置を見送るということもございます。

交通の安全と円滑のために必要な信号機につきましては、反対する住民の方と調整の上、設置させていただくことになると思います。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

様々な要件、信号機を設置するためには指針があるということが分かりました。やはり、蟹江中学校の前の交通量も多いということで、時間帯によっては、先ほども答弁でありましたが、混雑されるということで、これが信号機によって混雑されているのではなく踏切によって混雑されているというのは、皆さん、もしかしたらご存知だと思います。

この踏切についてなんですが、ピーク時の遮断時間が40分以上の場合は「開かずの踏切」と呼ばれておりまして、全国で500か所以上存在しております。

遮断時間と交通量がともに多い、自動車ボトルネック踏切や歩行者ボトルネック踏切も、全国で500か所以上存在し、踏切が渋滞の起点となっている箇所が多数存在しているというふうに聞いております。

蟹江中学校前の踏切は、踏切安全通行カルテというものがあるんですが、こちらに記載されておりますが、ピーク時の遮断時間は51分とされており、開かずの踏切とされております。

そして、自動車ボトルネックとしても登録されております。幸い踏切内での事故は起きていないとも記載がされております。

そこで、また質問させていただきます。

蟹江中学校前の踏切について、町としては対策はどのようにお考えでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、蟹江中学校前の踏切、こちら蟹江第1号踏切と言いますが、こちらの対策はどのように考えているかということで答弁させていただきます。

蟹江町及び近畿日本鉄道におきまして近年実施しました安全対策として、5つの対策を行っておりまして、安全な通行を確保しているというところでございます。

その5つの1つ目ですが、踏切舗装改修工事としまして、老朽化しました踏切舗装をコンクリートからゴム製のものに交換をしまして、段差を少なくすることで騒音を抑え、車両の通行がスムーズとなりまして、歩行者等の転倒防止対策ということをしております。

こちらは令和元年から4年度までの4年間で施工をいたしておりまして、蟹江町と近畿日本鉄道それぞれ50%負担で実施をしておるところでございます。

2つ目としまして、こちら踏切内の白線等の引き直しをしております。

こちらは令和4年度に施工しております、車道と歩道との区分けがされたというところとなります。こちらにつきましても、蟹江町と近畿日本鉄道それぞれ50%負担で施工をしております。

3つ目としまして、看板の設置を行っております。

平成23年度に町が設置いたしました注意喚起看板を設置しております。こちら「踏切は安全に通行しましょう」というような表示がされている看板となります。

4つ目です。4つ目は全方位型の踏切警報機の設置となっております。

こちらは、近畿日本鉄道が令和元年度に設置しております。こちらの警報機は、今まで正面からしか警報の点滅信号を確認することができなかつたものが、全方位で確認できる警報機となっております。

あと5つ目としまして、「賢い踏切化」の実施です。

こちらも近畿日本鉄道が行っておりまして、令和元年度実施しております。こちらは、普通だとか急行などの列車の種別によりまして、踏切遮断時間を調整しながら、より長く踏切を開けるような対策となっております。

以上の安全対策、近年行っておりますが、今後も近畿日本鉄道株式会社と調整しながら、でき得る対策を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございました。

今、5つの対策を取られているということで、正直ごめんなさい、ぱっと見はちょっと分かりにくいとは思うのですが、いろいろと対策を取っていただいているということで安心をしました。引き続き対策対応をよろしくお願ひします。

もちろん、根本的な問題を解決するための課題がいろいろあると思います。それはまた別の機会でお聞きしたいと思います。

また、ちょっと質問させていただきます。

資料3にもありますが、こちらは一番街通りと言われている町道近鉄蟹江駅前線になっております。こちらの町道近鉄蟹江駅前線は、一方通行の道で逆走の車が絶えないと聞きますが、町としては把握はされていますでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

県道弥富名古屋線から逆走による進入、またホームセンターであるコーナンとニューシティ蟹江の間の道路、あと近鉄蟹江駅北側道路と近鉄蟹江駅前線が交差します付近で逆走する車両があることを確認しております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

ごめんなさい。ちょっと、車が絶えないという表現はちょっと不適切だったかもしれません

んので、ここは訂正させていただきます。

私も自動車の逆走ですね、何回も遭遇したことがあります。地域に住んでいる人からは、1日1台以上は自動車が逆走しているよ、というお話も聞きました。私が思いついた対策としては、道路標示や道路標識を分かりやすく表示、設置する必要があると思います。

町道近鉄蟹江駅前線の道路標示や道路標識において、一方通行の標示が見にくいところがあります。こちらが資料3にもありますが、ちょっと矢印が消えかかっております。

ここで質問させていただきます。

この見えにくいところが、これ以外にもあると思うんですが、その対策はどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

道路標示や道路標識において、一方通行の標識が見えにくることに対する対策についてお答えいたします。

現地のほうを確認しましたところ、経年劣化等で道路標識が薄くなってしまい見にくくなっている標識等も見受けられました。

また、ほかにも標識、標示が見えにくいなどの情報がございましたら、ご連絡いただければと思います。その情報を基にして、現地を再度確認し、道路標識であれば管理している公安委員会というように、状況により関係機関に報告をいたしまして、改善するように促していきたいと考えております。

以上です。

○7番 三浦知将君

一方通行の事故の主な原因としては、やはり逆走、一方通行の標識を見落として知らずに逆走することで、対向車と正面衝突することや、あとはドライバーが、車が来る方向は1つだけと思い込むことによって、歩行者や自転車に注意が散漫になることもあります。

あとは、一方通行では曲がる方向が制限されるため、ドライバーが交差点での確認を怠ることがあります。特に、左折や右折時に歩行者やほかの車両を見落とすことが原因でも衝突することがあります。

では、ここでまた質問をさせていただきます。

町道近鉄蟹江駅前線の安全対策として、町はどのようにお考えがあるのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、町道近鉄蟹江駅前線の安全対策の考え方についてお答えをさせていただきます。

沿線の店舗等の前で路上駐車をしており、苦情を受ける場合がございます。該当店舗等に改善するように、直接話をしているという現状がございます。そんな中、沿線の土地利用の状況を考慮しながら、ポストコーン設置など物理的に駐車できないような安全対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

今のところ、一番街通りで大きな事故はないというふうには聞いております。

また、引き続き対策をお願いいたします。

長く蟹江町にお住まいの方は、こちらの一番街通りですね、一方通行の認識はあると思いますが、やはり道幅が広いせいか、例えば蟹江町に住み始めたばかりの方とか、蟹江町外の人には分かりづらいと思います。

先ほどの対策に、やっぱり付け加えていただきたい、やはり標識や案内板の整備をしていただきたいというふうに思います。

道路標示と道路標識は、交通ルールや道路の状況を視覚的に伝えることができます。抑制を働きかけ、交通事故の防止やスムーズな交通の確保に寄与します。これにより、道路利用者全体の安全が守られると思います。

ここで、また質問させていただきます。

道路標示、道路標識はどのような手順を踏まえれば改善はされるのでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、道路標示、道路標識はどのような手順を踏まえれば、というところのご回答をさせていただきます。

道路標示、道路標識を新規に設置する場合や見えにくい標示を更新する手順としましては、原則として、町内会からの設置要望や改善要望の提出があれば、その現地を精査しまして、公安等と協議をしながら、町と警察の管理区分により、どちらかが対応していくということになります。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

では、まずは町内会の要望が必要ということで、はい、分かりました。ちなみになんですかけれども、ちょっと再質問という形でさせていただきます。

こちらでは、町内の要望がついて関係者で話し合いができた後、すぐに直すことができるのかといいますか、予算がついてすぐに直すことができるのかお答えいただきたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

町内会要望が出た後、原則としましては次年度の予算の中で実施するということが基本となってくると思います。ただし、緊急性が高いもの等は、暫定的な対策をしながらということになると思いますが、原則は次年度というところになります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

では、そういう対応ですね、柔軟にしていただきますようお願いいたします。

では、続きまして、JR蟹江駅についてちょっとお話をさせていただきます。

JR蟹江駅の1日の乗降客数は、2022年の国土数値情報から約6,500人となっております。今後はJR蟹江駅を利用する人によって、重大な都市計画道路南駅前線の事業を行っていると存じます。

それについて、質問させていただきます。

都市計画道路南駅前線について、この都市計画道路や南駅前広場の完成イメージ図はありますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

その前に、まず都市計画道路南駅前線について、また改めてご紹介をさせていただきますが、こちらはJR蟹江駅の南側の駅前広場から県道弥富名古屋線、消防署のところまでを結ぶ延長が約380メートル、幅員が18メートルの片側1車の2車線道路で、町内では初めてとなる自転車通行帯を両端に整備することを、計画をしている路線でございます。

こちらにつきまして、詳細設計は令和4年度に実施をしまして、現在は関係機関と最終協議を行っておりますが、ほぼ設計図のほうは出来上がっておるのかなという状況であります。

議員がおっしゃいますイメージ図につきましては、今のところは策定はしておりませんが、最終協議が終了した後には、作成を進めていけたらなと思っております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございました。

これから都市計画道路南駅前線の事業を進めるに当たりまして、やはり言葉だけで説明するよりも、イメージ図を示すことで地域の人たちが理解しやすくなることがあると思います。先ほど、また協議が終わり次第、何か作成していただけるということで、やはり視覚的な情報は頭の中で、整理はしやすく理解を深める助けにもなり、意見交換もしやすくなると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、また質問をさせていただきます。

南駅前広場に歩行者、車、どのぐらい、どのように出入りするか、動線のイメージはお持ちでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、自動車につきましては、1日当たりの交通量を3,200台として、自転車につきましては、駅の南側の駐輪場の収容台数である600台を、歩行者につきましては具体的な数値という見込みはしておりませんが、多くの歩行者が利用されることを想定して設計を行っております。

駅前広場につきましては、北側に駅前広場、もう完成しておりますが、こちらと同様の施設が南側にもできるということでイメージしていただくと分かりやすいと思いますが、南側につきましては、自動車であれば南駅前線を北上していただきまして、駅前広場では時計回りに周回をしていただき、また南駅前線を南下していただくような形ですね。

自転車であれば、南駅前線の自転車通行帯を北上していただき、駅前広場の周回道路の途中からは歩道に入っていただき、歩道ですので自転車は押して歩いていただき、歩行者は歩道部分を通行していただくことを想定しております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

車が3,200台というのが、ちょっと、なかなか私がイメージが沸きづらいんですけれども、やはり駅前が混雑しないように、安全な安心な駅前の事業、取り組んでいただきますようお願いいたします。

やはり、先ほども最初にお話をしました近鉄蟹江駅の周辺みたいになってほしくないというふうには思っております。

続きまして、質問させていただきます。

都市計画道路から南駅前広場の道路づくり、広場づくりにおいて、専門家からアドバイスをもらったり、連携していく予定はあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それではお答えをさせていただきます。

まず、基本的な設計につきましては、専門のコンサルのほうに委託しております。

設計に当たりましては、例えば駅前広場については、バスやタクシーの乗降場ですか、歩道空間、自家用車の乗降場などの施設の設置が必要となります。

面積につきましても、駅の利用者や必要施設の面積を積み上げる必要がございまして、国が監修して作成されました「駅前広場計画指針」という指針に基づいて設計を行っております。そのような状況ではありますが、町の都市計画審議会委員の有識者の中には、都市交通計画を専門とされている委員も在籍しておりますので、その方に意見を伺うなどしていただらなというふうに思っております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

やはり専門家に頼むことはいいと思います。専門家は特定の分野で深い知識とか豊富な経験を持っておりますので、複雑な問題とか状況とかにも的確に対応できると思います。

また、専門的な知識を活用することで、より効果的な効率的な事業を取り組んでいただけるのかなというふうには思います。

では、最後に質問をさせていただきます。

町民の方々が安心、安全に蟹江町に住み続けられるために、町としてのお考えを聞かせていただきたいです。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からお答えをさせていただきます。

多岐にわたるご質問をいただきましたが、共通項としては道路交通の安全性の向上ということではないかなと思っておりますので、その観点から答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、前提として、蟹江町の町内の交通事故件数の推移を、少しご紹介をさせていただきますと、交通事故件数（人身事故）でございますが、過去5年間で最多が令和2年の197件、最少が令和4年の120件、昨年令和5年は135件というようなことでございます。このうち死亡事故は、令和2年と令和3年に各1件ございましたが、昨年一昨年はゼロ件ということございまして、減少とまでは言えないかも分かりませんが落ち着いた推移ではあると認識をいたしております。とはいえ、交通事故が起こっていることは事実でございますので、できる限り事故を減らすという努力は継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

そのためには、ご質問にございました歩道、踏切、ロータリー、信号機、あるいは道路標示、道路標識などはじめ、道路の改良や交通安全施設の適切な設置管理、関係機関と連携をして、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、交通事故の防止は、ハード対策だけではなし得るものではないと思っておりまして、児童生徒や高齢者の方々への交通指導や安全教育、あるいはドライバーへの安全意識の向上、あるいは取締りなど、ソフト対策も重要であるというふうに思っております。

これからも、児童生徒の交通指導に当たっていただいている交通指導員の方をはじめ、地域の皆様、あるいは蟹江警察、さらには県道の管理ということでは海部建設事務所など関係機関を含めまして、地域一体となって安心、安全なまちづくりを進めていきたいと思っていふところでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございました。

やはり、もちろん行政だけではなく、地域に住む人々たちの交通に対する意識というのも

必要になってくると思いますので、地域一体として取り組んでいただきたいと思います。

やはり先ほど私がちょっと申し上げたんですけれども、南駅前線ですね、やはりこちらが置かれている状況は違いますが、近鉄蟹江駅の周辺みたいに、交通渋滞とかそういうふうにはなってほしくないと思います。やはり予算をかけていく事業なので、利用する人や地域に住む人々の心配、不安を解消していただけるような事業になってほしいなというふうには思っております。

防災、減災対策も非常に重要ですが、地域の人が抱える心配や不安を解消することも、蟹江町に住み続けられる理由の一つにもなるかと思います。

蟹江町に住む人に対して、安全、安心な町に住み続けられるように尽力していただくことをお願いして、一般質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、安心安全課長の退席と、保険医療課長、政策推進課長、教育課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後2時33分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時51分)

○議長 水野智見君

質問6番 板倉浩幸君の1問目、「現行の健康保険証は使えなくなるのか」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

1問目として、「現行の健康保険証は使えなくなるのか」と題して伺っていきます。

2024年12月2日に現在の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に統一される予定です。しかし、マイナ保険証の利用率は7月時点で11.1%と伸び悩んでいます。今の健康保険証でも十分に便利だからではないでしょうか。政府も利用率を上げることに必死です。医療機関や薬局にカードリーダーの設置を促すために補助金を出したり、マイナ保険証の利用者が増加した病院には最大40万円、診療所と薬局には最大20万円を支給するなどの施策を打ち出していましたが、効果が上がっていません。

延々と進まないマイナ保険証ですが、その原因や国民の本音を探るためか、厚生労働省は5月24日から6月23日にマイナ保険証への移行に伴うパブリックコメントを実施、その結果

が8月30日に公表されました。寄せられたコメントは5万3,028件、全国保険医団体連合会のホームページによると、反対の意見が大半だったようです。

厚生労働省保険局国民健康保険課の発表によると、反対意見としては、マイナンバーカードを持たない者が保険診療を受けられなくなる懸念がある。常時携帯することになり、子供や高齢者が紛失するリスクがある。任意で作成する個人番号カードに被保険者証の機能を持たせるべきではない。個人情報が漏えいするのではないかなどがあったといいます。

少なくともパブリックコメントの内容を見れば、いろんな懸念の中、こんなに急いで保険証を廃止する必要があるのか。長年、安心して使ってきました保険証を廃止するのはどれだけ無謀なことか。国民の意見を聞いたという単なるアリバイづくりではないかと。「マイナンバーカードに健康保険証機能を一体化させたマイナ保険証がないと12月からは診ることができないと言われた。」、「12月からは紙の保険証はなくなるの。」、「マイナ保険証は怖くて持ちたくない。」、こうした相談が寄せられています。取得が任意のはずのマイナ保険証をごり押ししようとしているからであります。

そこで、12月からの健康保険証の扱いや政府の狙いについてお伺いをしていきます。

まず、先ほど平均でも7月で11.1%の利用率ですが、蟹江町でのマイナンバーカードの交付率、また、マイナ保険証登録率、医療機関、薬局での利用率をそれぞれ、まず、お聞かせをお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの交付率ですが、令和6年7月末時点の数字でございますが、交付率は82.71%でございます。また、マイナ保険証の登録率は、令和6年6月末の時点でございますが、国民健康保険は62.8%、後期高齢者医療制度は59.18%、また、医療機関での利用率でございますが、これも令和6年6月末時点の数字でございますが、国民健康保険は11.1%、後期高齢者医療制度は7.17%でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、利用率自体、国保は11.1%で、全国平均とほぼ一緒で、どうしても高齢者の後期高齢は7.17%ということで、やっぱり少なくなってきたところがあります。

それでは、現在の現行の保険証、この保険証についてお伺いをしていきます。

厚生労働省もこんなチラシを作っております。本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。ちょっと小っちゃくこれから質問することが書いてありますけれども、ここでお伺いをします。

今年12月2日以降、今の保険証は新規発行停止すると言われていますし、発行されなくなるとしております。では、今の保険証は本当に使えなくなるのか、お聞かせをください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

令和6年12月1日までに発行済みの被保険者証の使用可能な最長の期限は令和7年12月1日までとされているため、令和7年12月1日までの間で保険者が定める有効期限まで使用することができます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、そのまま利用できるんですよね。ということで、そこに先ほど入れたところでも、12月2日時点で、有効な保険証は最大1年有効ですと小っちゃんく書いてあるんですよね。厚労省のホームページで。チラシにも。ということで、そのまま利用できるということで、取りあえずは安心というか、そういうことですけれども、では、現在、いろんな加入保険あります。そこで、現行の加入保険によっての健康保険証の有効期限があります。蟹江町の国民健康保険、また後期高齢者医療、あとサラリーマンが加入する協会けんぽ、ほかに健保組合、いろいろあります。

そこで、分かる範囲でよろしいですので、それぞれの現行の健康保険証の有効期限をお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

令和6年12月1日以前に発行された被保険者証の有効期限ですが、まず、国民健康保険は令和7年7月31日まで有効です。また、後期高齢者医療制度の有効期限も令和7年7月31日まで有効です。

また、ご質問にございました協会けんぽや健保組合などにつきましては、各保険者がそれぞれ決定いたしますので、それぞれの保険者の有効期限に従っていただく形になります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

蟹江町なので国保と後期高齢者は分かるんだけれども、それぞれの保険者によってちょっと分からぬよということです。

一応調べてみると、社保協でもいろいろ調べて、取りあえず協会けんぽの、普通けんぽは有効期限なくて、もうずっと、もらったら最後まで使えるというやつなんですけれども、協会けんぽの有効期限が来年、2025年12月1日と一応聞いております。そこで、ちょっと再質問というか、では、今年の12月1日前に、以前に発行された保険証は12月以降も最長で1年そのまま利用できる。国保は後期も含めて7月31日ということで、保険証に有効期限が記載されています。その有効期限に記載されている日まで利用できるということでよろしいですね。再度、お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいま板倉議員のご質問にございましたように、今年の12月1日までに発行した被保険者証につきましては、蟹江町、後期高齢者医療が定める来年の7月31日まではそのまま使っていただけるということで間違いございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

僕も国保の被保険者で、通常は国保は8月31日なんだけれども、後期と合わせて7月31日ということで聞いています。

では、今年の12月2日以降、1日以前に発行されたのは最大1年、来年、国保だと来年7月31日まで。現行のその日付が変更、失効された場合、有効期限を迎えたら、マイナ保険証じやないと受診ができなくなるのか、お聞かせをください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今年の12月2日以降、現行の保険証が失効した場合についてでございますが、マイナ保険証を保有しない方で、令和6年12月2日以降に被保険者になられた方、または被保険者証を紛失した方につきましては、現在の被保険者証と同じように使用できる資格確認書を交付いたします。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、答弁の中にも資格確認書の話が出ました。

基本的にそれ以降は、有効期限を迎えたら資格確認書ですよということで、これが資格確認書が自動的に送付され、今までどおり受診可能ということで、マイナ保険証を持っていない人、マイナカードを取得していない人、また、登録を行っていない人には加入している保険者、国保、後期、蟹江町からですけれども、から資格確認書が自動的に送られてきて、記載内容は現行の保険証と同じで、この資格確認書を持参すれば、マイナ保険証がなくても今までどおり受診できるということよろしいですか。お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現行の保険証と全く同じような形で資格確認書をお使いいただけますので、そのように、医療機関におきましてはご使用いただければよろしいかと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

サンプルを見させていただいたけれども、本当に全く一緒なんですね。

では、この資格確認書、有効期限が国保がもう後期も来年、令和7年7月31日ということで、この資格確認書はいつ送られてくるのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現在発行させていただいております国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険証の有効期限が令和7年7月までとなっておりますので、来年、令和7年の7月に新たに資格確認書を送付させていただく予定をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

現行の保険証が有効期限が切れる前、7月31日までには送らな駄目ということで、7月には発送する予定ですよということで、切れる前に送付をされ、もう一度言いますけれども、蟹江町国保や後期高齢者医療なら来年7月に送られてくると。保険者によって有効期限が若干変わりますが、いずれの場合も保険証の有効期限が切れる前に資格確認書が送られてくるということです。

では、マイナ保険証を持っていない方が2024年12月2日以降に加入保険が変更になった場合、国保から社保になったり、変更日以降は資格確認書発行して、この資格確認書を持って受診できるのか、この点についてもお願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまの質問につきまして、12月2日以降に国保から社保など……

○6番 板倉浩幸君

逆の場合。

○保険医療課長 後藤雅幸君

社保から国保に加入された場合に資格確認書は使えるかという意味でよろしかったですか。申し訳ございません。

ただいまご質問にございましたように、資格確認書を発行させていただきますので、その資格確認書を使用して医療機関で受診いただけるということでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

資格確認書の発行日でちょっと再質問をさせていただいたんだけれども、現行の保険証を持っている、現在、そのまま12月2日以降もずっと、来年7月31日まではその保険証を。途中で社保の協会けんぽを含む社保から国保に加入、12月2日以降加入を変わった場合は、その時点で資格確認書を発行するんですよね。

では、現在、蟹江町でも、資格証明書、今、蟹江町で国保で資格確認書は発行していないんですけども、短期保険証、今言った資格証明書や、3か月、6か月の交付をしている短期保険証があります。この点はどうなるのか、お願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現在、被保険者証の有効期限を短く設定した短期被保険者証でございますが、こちらの制

度につきましては、令和6年12月2日以降、廃止されます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、短期保険証、保険証が通常は1年なんだけれども、短い、3か月、6か月の保険証を発行して、それは12月2日以降、廃止になるということで、ですけれども、資格証明書については、ほとんどの自治体が発行していない。若干、ぽつんとあったときもあるんですけども、正規の保険証で安心して受診できるように、発行の中止も要望をずっとしてきました。

また、短期保険証については、滞納者との納付相談の機会の確保など、実効性のある収納対策として実施してきましたよね。実施できるとして、短期保険証をやむなく発行したということで、今後、それから廃止になると、国保の滞納、町県民税もそうなんですが、滞納世帯でこれから差押えが横行、ありきでいくんじゃないかなというちょっと懸念がついて、この辺がどうなのか。どんなふうに納税相談を行っていくのか、お願いいいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました短期保険証を廃止することで保険税の滞納者との接触機会が減り、納付勧奨を行うなどの効果的な取扱いができなくなるため、他の税目の担当課と協力しながら滞納者との接触機会を確保し、収納率の低下を防止いたしますので、安易な差押えなどに走るということはございませんので、ご心配をおかけすることはないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

大抵国保の滞納、未納の方は町県民税、または不動産あつたら固定資産税が結構滞納している人が多いんですよね。そのほかの収納課とも連携しながら、決して差押えが横行、差押えありきでやらないでほしいと思います。

それでは、マイナ保険証、いろいろ国のはうもメリットについて言っています。このメリットについて、いろいろ調べてみると、ちょっと疑問点もありますので、お伺いをしていきます。

政府は、よりよい医療を受けられる理由として、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになることを挙げています。メリットとして。しかし、現在見ることができる過去の薬剤情報が見られるのはおよそ1か月半前までです。医師が薬を処方する際に最も必要な情報は現時点で飲んでいる薬ですが、肝腎な、肝臓、腎臓、心臓の情報は見ることができません。現在ですよね。現時点で飲んでいる薬をお薬手帳を持参すれば確認する今ができます。それでもマイナ保険証があると、よりよい医療を受けることができ、医療機関での薬の情報を確認して、薬の飲み合わせや分量を調整してもらえると聞いています。聞いてい

るというか、厚生労働省がそういうメリットとして挙げています。その点について担当課としてどんな考えを持っているのか、お願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にございましたように、マイナ保険証を利用しての薬剤情報につきましては、およそ2か月ほど前の情報になっておりますので、最新ということはございません。しかしながら、やはり国が申し上げるように、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることもできます。また、お薬の飲み合わせや分量を調節してもらうこともできます。

さらにメリットとしまして、限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されることなど、メリットもたくさんございますので、積極的なご利用をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

国が挙げているメリットが本当にあるかなと、どうしても疑問に思います。

今答弁の中に、限度額適用認定証、高額医療費の限度額、これについて答弁あったんすけれども、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除するとしています。患者においては、最大のメリットかなと思うんだけれども、この限度額認定証とは、マイナ保険証を持っていないと使えないのか、お願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

マイナ保険証をお持ちの方につきましては、自動的に医療機関が限度額が把握できるため、限度額認定証がなくなるということを申し上げましたが、逆にマイナ保険証をお持ちでない方に関しましては、従来どおり限度額認定証を発行できますので、ご希望の方につきましてはそちらを申請いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、マイナ保険証を持っていないと今までどおりだよということなんすけれども、ちょっとその辺が、マイナンバーカード、マイナ保険証も一体化で、持っていない方でも、今、医療機関でオンライン資格確認やってますよね。強制的なことで、ほとんどの病院で導入されて。このオンライン資格確認書に対応していれば、例えば、受付で口頭の同意をもらえばいいですよというふうになっていると思うんですけども。そうなってくると、別にマイナ保険証じゃなくても現行の保険証でも限度額認定証とは必要なんですかね。ちょっとその辺が聞いてもなかなか、まだこれからなのか、ちょっと分からないですけれども、分かりましたらお願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現在、医療機関等におきましては、オンライン資格確認ということで、限度額等が確認できる状況ではございます。しかしながら、マイナ保険証をお持ちでない方に関しましては、原則、限度額認定証を発行していただき、提示するという形になっておりますので、実際に使える、医療機関において分かる、分からぬということは置きまして、原則としましては、限度額認定証を取っていただき、提示していただくことが原則という形になっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

原則としてマイナ保険証ですよということで、今後、確かに持っている、持っていないで、それこそ限度額認定証発行するか、しないかのその辺が今後どうなるかという議論がやっぱり出てくると思うので、ちょっとその辺やっぱり情報を入れながらやっていただきたいなと。

一応、国のはうもそんなふうに受付で口頭で同意すれば、そのままオンライン確認で病院側がオーケーですよと認めれば要らないという話もありますので、お願ひしたいと思います。

では、厚生労働省作成のポスターがあります。

この厚生労働省作成のポスター、これ、受診するための手続がとても簡単、マイナンバーカードと書いてあります。これが本当に簡単なものなのか。特に高齢者等も含めて、その辺、どのような認識を持っているのか、お願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

ただいま提示をいただいておりますマイナンバーカードの医療機関での利用方法のとおりでございますが、まず、医療機関での利用方法につきまして、初めに、受付としまして、マイナンバーカードを医療機関のカードリーダーに置いていただき、その後、本人確認として顔認証、または4桁の暗証番号を入力していただき、その後、診療室等での診療、服薬、健康情報の利用についての同意の確認をしていただいた後、受付が完了いたします。

このように、医療機関での窓口では大変簡単な手続となっておりますので、速やかに受付ができるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、でも、今、利用率見ても、結局、簡単なのは現行の保険証なんです、と思います。医療機関への手続は現行の保険証なら、受付窓口で出すだけで大丈夫ですよね、今。これだけで済みます。

ところが、マイナ保険証、今言ったように、まず、マイナンバーカードを読み取り機にかざして、暗証番号入力か顔認証で本人確認で、診療情報の開示の同意の可否、また健診の情報の同意の可否、先ほどあった高額療養費制度の確認、さらに子ども医療、蟹江町でも18歳まで無料。このときに、医療証、あるいは受給者証を別に窓口に提出する必要はありますよ

ね。

そこで、本当にお年寄りや体の不自由な方が、また熱を出した子供を抱えたお母さんにとって、どちらが本当に簡単なのか。やっぱりちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

確かに従来の保険証を提示するだけで終わることと比較しまして、手続に関しては現在のマイナ保険証のほうが多少多くなっております。しかしながら、そういう手続が多少増えるということを考慮いたしましても、今後の高齢化社会に直面する日本におきまして、現行の社会保障制度を持続していくためにはマイナ保険証というものが今後国が推進していくます医療DXの基盤となりますので、そういうことをご理解いただいた上で、このマイナ保険証を私どもは推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

なかなか答えづらいと思いますけれども、では、もうちょっと別の角度から。

それでは、次に、マイナ保険証を持っていると資格確認書がもらえないのか。また、資格確認書が欲しい場合はどうしたらいいのか、お願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、マイナ保険証をご利用していただいている方に関しましては、資格確認書を交付することはできません。しかしながら、どうしても資格確認書が欲しい場合、加入する医療保険者にマイナ保険証の利用登録の解除を申請し、資格確認書の交付が受けられるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今答弁あったように、マイナ保険証を持っている方は原則として資格確認書を交付しませんよ。ただし、要介護高齢者、障害者等の要配慮者は申請すればマイナ保険証を持っていても資格確認書をくれるみたいです。発行すると聞いています。

また、資格確認書が欲しい場合には、先ほど答弁あったように、マイナ保険証の登録を解除するかマイナンバーカードを返上すれば、マイナンバーカードをもう使わないから要らないよと返上すれば資格確認書が交付されるということで、マイナ保険証の登録も解除すればもらえるということで、この認識で大丈夫ですか。お願ひします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にございましたように、マイナ保険証を返納したり、マイナ保険証を登

録解除していただいた方に関しましては、資格確認書を交付させていただきます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、マイナ保険証の登録解除が10月頃予定になっていますよね。どんなふうに、まだ決まっていないのか。あくまでも本当に今年の10月から登録解除ができるようになる。手続き方法など、まだ今後示される予定ということでの認識で大丈夫、よろしいですか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

当初、国のはうからは10月末をめどに申請受付をという形で通知が来ておりまして、それに向けてシステム会社とも連携しながら準備を進めているところでございますが、まだ具体的に何月ということを申し上げる段階ではございませんので、準備を進めているという形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

あくまでも準備の段階ですよということで、今、そんな状況で、政府もやる気になって、マイナ保険証の普及を冒頭で言ったように進めています。先ほどの、最初に見せたやつでも、マイナ保険証でないと受付ができない。新しい保険証を発行しませんよと小っちゃくしか、1年使えますよと本当に小っちゃく書いてあるんだけれども、そういうことで、マイナ保険証でないと受付できないとか、10割負担になると説明する医療機関や薬局の一部でも、そういった誤った案内がされています。最近、ちょっとなくなつたんですけども、本当に宣伝している頃はそういう情報が出てきました。保険診療する前に、マイナ保険証でないと受診ができない医療機関、薬局はないですよね。

そこで、マイナ保険証でないと受付できないのは間違いであります。全ての医療機関、薬局で現行の保険証、また、有効期限を迎えること、変わった場合の資格確認書で受診が可能ということで間違いないですね。お願いいいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

マイナ保険証をお持ちでない方に関しましては、先ほどの答弁にもございますように、現行の発行している保険証、または12月2日以降に発行する資格確認書などを使いいただくことによって被保険者証をご使用いただくときと同じように保険診療が受けられるため、10割負担になるということはございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

くどいように聞いてきたんですけども、やっぱり政府も誤ったわけじゃないんだけれども、ごり押しするかのようなチラシをつくったりしています状況で、そういうことで、マイ

ナ保険証を断つても医療機関からの不利益等はありません。まとめると、12月2日に廃止されるのは現行の保険証の新規発行、その時点で有効の健康保険は最長で1年、国保と後期で来年7月31日まで。さらに現行の保険証の有効期限が切れた後は、各保険者から、国保や後期は蟹江町から、申請不要の資格確認書が交付され、引き続き現行どおりの医療が受けられるということです。マイナ保険証がなければ、窓口で一旦10割支払うようなことはありません。資格確認書は氏名、生年月日、被保険者記号と番号、保険者情報などが記載された被保険者資格を確認するものであります。ほとんど現行の保険証と基本的には同様です。

マイナ保険証を持っていない人やマイナンバーカードが未登録の人などを対象に、手元にある健康保険証の有効期限が切れる前に申請などの手続をすることなく、保険者が、くどいように国保、後期は蟹江町から、お金がなく無料で交付をする。有効期限は5年以内ということになっておりますけれども、それぞれの各保険者が設定をすることで、国保、後期については来年7月31日までということです。

マイナ保険証の取得者には資格確認書は送りませんということですね。

ほとんど最後なんですけれども、そもそもこのマイナンバーカード自体の取得は任意であり、義務ではありません。住民票がある市町村窓口でカードを返納することもできますし、一応あくまでも予定ですけれども、10月ぐらいからは加入者が各保険者、国保や後期の場合は蟹江町に申し出れば、マイナ保険証の登録の解除申請が受けられますということで、今質問した中で僕なりにまとめたことです。

それでは、ちょっと民生部長にも最後にお聞きしたいと思います。

このようにいろいろ質問してきました。いろんなちょっと間違った情報も流れ、もう使えないとか、いろいろ情報もあったので、いろいろ聞いてきましたけれども、結論的に、保険証を理由にマイナ保険証の取得を急ぐ必要はないと思います。これについての考え方と、じゃ、国、政府はなぜここまでしてマイナ保険証を強要すると考えているのか。いろいろメリットもあり、デメリットもありますが、お願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

ただいまご質問いただきました件についてお答させていただきたいと思います。

まず、第1問目でございますけれども、マイナンバーカードの取得は任意でございますし、また、マイナンバーと保険証の連携も任意でございます。そちらについては間違いございません。

それから、町の立場といたしましては、国保や後期高齢者医療被保険者にご迷惑をかけないことを第一に国のスケジュールに沿って町はしっかりと準備を進めて対応してまいりたいと思います。

また、いろいろとあやふやな部分も多ございますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

いろいろ質問してきて、町の立場としてはという答弁でしたけれども、ある意味、本当、政府はなぜここまでマイナ保険証を強要するのか、質問して、町として本当にどう思うのかと再度聞きたいくらいなんですけれども、単なるマイナ保険証をひも付けして、マイナンバーカード自体を普及されるということがやはり目的だと思います。

そんな中で、マイナンバーカードをデジタル社会のパスポートと位置づけ、運転免許証と一体化やスマートフォンへの搭載、今後、さらに利用拡大を狙っています。一方、マイナ保険証をめぐってはトラブルも発生し続けています。その典型では補正予算で17億円も使って利用促進施策もつくってきました。一時金、病院や薬局にお金を配るということもやってきました。でも、なかなか進まない状況で、医療現場からも、現場のことを本当に分かっていないということ、悲鳴も上がっています。そういう意味で、マイナンバーカードとの一体化、見送るべき、また延期するべきだと思いますので、その辺を訴えて、1問目の質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問は終わります。

引き続き、板倉浩幸君の2問目「来年の被爆80年に向けて」を許可します。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

引き続き、2問目として「来年の被爆80年に向けて」と題して伺っていきます。

まず初めに、国民平和大行進というのがあります。これについては、原水爆禁止世界大会の開催と成功として、全都道府県で取り組まれ、多くの県で市町村の網の自行進を成功させ、原水爆禁止世界大会をこれまでの積極的伝承、発展させる歴史的大会として成功させる基盤をつくってきました。

今年で67回目となる原水爆禁止国民平和大行進であります。1958年、毎年、核兵器の廃絶を目指して、8月の広島、長崎に向かって全国で行進しています。被爆者の苦しみを二度と繰り返さないために核兵器をなくすしかありません。一步でも二歩でもご一緒に歩きましょうと全国で行進をしております。

そして、唯一の安全保障は核兵器の廃絶と核兵器使用の威嚇や核兵器の配備に抗議をし、核兵器の廃絶を要求し、2017年7月、国連は圧倒的多数の国の賛成で核兵器禁止条約を採択しました。条約は2021年1月に発効し、核兵器は使用や威嚇はもちろん、つくることも持つことも他国に持ち込むことも全て違法となりました。日本政府に核兵器禁止条約への参加を求め、被爆国日本から世界へ核兵器禁止、廃止をするイニシアチブを訴えています。日本政府は唯一の被爆国、戦争放棄の憲法を持つ国として世界に、ノーモア・ヒロシマ、ノーモ

ア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、ピースの声を伝えましょうと行動しています。

また、原水爆禁止運動として、1945年8月6日の広島、8月9日の長崎での原爆被爆体験に根差し、1954年3月1日のアメリカの水爆実験による第五福竜丸の被災事件をきっかけにして生まれた日本の原水爆禁止運動であります。運動の規模、持続など、あらゆる意味で今世紀の世界で最大の平和運動であります。今年の平和行進、あいち平和行進は被爆80年を迎える行進が行われ、「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を～人類と地球の未来のために」をテーマに原水爆禁止2024年世界大会が開催されました。私も平和行進のコースとして津島市役所の集会から、津島から稻沢の平和支所まで行進をし、昨年の長崎に続き広島で行われた世界大会に参加をし、市民、社会の共同した行動を議論し、核兵器廃絶を求める声を発信していかなければいけないとして質問をさせていただきます。

まず、今年の平和祈念事業についてお伺いをいたします。

今年、蟹江町での実施している平和推進事業、事業全体でまずお聞かせをお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました平和推進事業について、今年度実施しているものについてお答させていただきます。

今年、蟹江町で実施しております平和推進事業ですが、戦争の悲惨さと命の大切さを再認識し、町民の平和に対する意識の向上を図るため、今年度は、原爆パネル展、広島平和記念式典中学生派遣事業、そして平和リレートークを実施しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、全体的なことをお聞きしました。

毎年平和推進事業を行っています。昨年と違う事業があったら、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

昨年の事業と違う点ですが、コロナ禍以降、広島平和記念式典中学生派遣事業の報告を一般町民の方が聞く機会がなかったため、昨年議員からご提案いただきました平和リレートークのほうを今年度再開しております。

また、原爆パネル展においても、今年度から広島市立基町高等学校生徒と被爆体験証言との共同制作による「原爆の絵」を展示しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、この後聞いていきますけれども、リレートークを開催し、原爆のパネル展で高校生の絵を展示してくれたということであります。

それでは、平和推進事業の、今言わされた、答弁あったことを一つ一つ深めていきたいと思

います。

まず、広島平和記念式典中学生派遣事業についてお伺いをいたします。

私も広島平和記念式典に参加をしました。そのときの写真がこれです。表のところで、ここで式典が行われ、原爆ドームがあります。

私もこの式典に参加して、そういうことで、9月7日に開催された、ちょうどこの間あつたばっかりなんですけれども、平和リレートーク、中学生7人の生徒は、この中でも、議員さんでも参加した議員さんもいらっしゃいますけれども、本当に報告、大変よかったですとも思います。

そこで、町民全体に報告する場を設けてよかったですと思うし、それでは、今までやってきて、それぞれの学校での報告、それについてあるのか、お願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました学校での報告会はあるのかについてお答えさせていただきます。

学校での報告会につきましては、毎年、文化祭などで報告会の時間を確保していただいて、学校の授業のほうで、参加した生徒が中心となって行っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ということで、この後、また、文化祭が11月にあって、このときにも文化祭で生徒の前で参加した生徒が発表するということですね。

では、昨年もちょっと質問させていただきました。昨年は教育長にちょっと伺ったんですけども、大分まとめて本当に答弁してくれたと思います。

では、課として、この平和教育をこの事業自体、どのように考えているのか、お願いをいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました平和教育としてこの事業をどう考えるかについてお答えさせていただきます。

本事業は代表者9名のみの参加ですが、参加した生徒が実際に見聞きした戦争の悲惨さや命の大切さを体験し、これを体験談として生徒たちの言葉で伝えることは大変意味深いものと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

大変意味深いということで、今年、僕も広島の平和記念式典へ行って、平和公園に昨年からかな、入場規制があるんですよね、今。入場規制で平和公園へ入るのにも検問があつて入ったんですけども、そのときにもらったのが広島市発行の平和記念式典と、英語から、いろんな、式辞からみんなついているやつを、これ、参列した人含め、みんなもらっています。

それでは、ちょっとほかにこちらから提案というか、していきたいと思います。

今、広島と長崎に原爆が投下されて79年、来年80年となる今、被爆者の年齢が85歳を超えています。ご自身の被爆体験を語ることができる被爆者は年々少なくなっています。二度と広島、長崎を繰り返させてはならないという被爆者の願いとともに、その被爆者の心頭を伝えることが大事であります。

そこで、被爆体験、また戦争体験の話を聞く会として小中学校に体験者を語り部として招き、お話しをしていただきて、次世代に継承していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願ひいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの議員の質問に対してもお答えさせていただきます。

平和学習につきましては、戦争の授業の中で行っていると思いますが、議員のおっしゃいます被爆者の方を迎えての講話を新たに授業に取り組むことはお約束できることではございません。ただ、代表生徒が現地に赴き、実際に戦争の爪痕を確認できる貴重な体験をし、その感想を直接報告会として全校生徒の前で伝えることは平和教育の大きな意味があることと捉えております。実際に蟹江北中学校での報告会に出席しましたが、生徒が真剣に傾聴する姿を確認させていただいております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

こんな提案をさせていただいたんですけども、今回、リレートークでもお話ししてくださいました金本弘さんについても80歳ということで、平均寿命で85歳ということで、ある意味被爆体験が本当の体験者は——二世の方が引き継いだり、後世に續いて語り部としてお話しをさせていただきますけれども、どこまでできるかというのもありますので、ぜひその辺、学校としても平和教育だけじゃないと思いますけれども、来年、被爆80年、戦後80年ということで、ちょっと考えていただきたいと思います。

では、広島平和記念式典、コロナ禍で中止になったときはありますけれども、毎年ずっと中学生も参加して、報告会もしてやってくれております。

そんな中でも、去年、人数を増やすことはできないのかということだったんだけれども、人数制限もあって全体で10名しか駄目ですよということなんですけれども、提案ということで、例えば、県内で長崎平和祈念式典に派遣する自治体もあることはご存じだと思います。この長崎への式典に参列することはある意味できないのか、考えていないのか。お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、長崎平和祈念式典に参加できないかについてお答えさせていただきます。

長崎の平和公園で行われる平和祈念式典への中学生の派遣ですが、長崎までは移動距離が

あります。時間の確保、交通手段が飛行機になるため予算の確保も難しいので、当町としましては、平成5年から延べ298名を派遣しております広島平和記念式典中学生派遣事業に引き続き取り組んでいくことで戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

平成5年から広島に中学生を式典にずっと参加させて、298人、全体で。ということで、なかなか長崎、僕も去年行って、台風でちょっと日程が大幅に狂っちゃったんですけれども、飛行機で移動しなあかん。多分、長崎に行くと、2泊、1泊じゃ済まないんだよね。2泊になったり、予算の問題もあるかと思いますけれども、やっている自治体もやっぱりあって、話を聞いてもらひながらちょこっと考えていただきたいと思います。

では、私もこの広島平和記念式典へ参加して、平和宣言がありました。ちょっとここで皆さんに全文読むとすごい時間がかかるかもしれませんので、一部だけ読ませていただきます。

皆さん、自国の安全保障のために核戦力の強化が必要だという考え方をどう思われますか。また、他国より優位に立ち続けるために繰り広げられている軍備拡大の競争についてどう思いますか。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やイスラエル・パレスチナ情勢の悪化により、罪もない多くの人々の命や日常生活が奪われています。こうした世界情勢は国家間の疑心暗鬼をますます深め、世論において国際問題を解決するためには拒否すべき武力に頼らざるを得ないという考えが強まっていないでしょうか。こうした状況の中で市民社会の安全、安心を保つことができますか、不可能ではないでしょうか。戦後、我が国が平和憲法をないがしろにし、軍備の増強に注力してきたとしたら、現在の平和都市広島は実現していかなかったのです。この地に立てば、平和を愛する世界中の人々の公正と信義を信頼し、再び戦争の惨禍が起こることのないようにするという先人の決意を感じることができるはずです。皆さん、混迷を極めている世界情勢をただ悲観するのではなく、こうした先人たちと同様に決意をし、希望を胸に心を一つにして行動を起こしましょう。そうすれば、核抑止力に依存する為政者に政策転換を促すことができるはずです。必ずできます。特に次世代を担う若い世代の皆さんには、広島を訪れ、この地で感じたことを心に留め、幅広い年代の人たちと友好の輪をつくり、今、自分たちにできることは何かを考え、共に行動し、希望の輪を広げていただきたい。昨年度、平和記念資料館には世界中から過去最多となる約198万人の人が訪れました。これはかつてないほど被爆地広島への関心、平和の意識が高まっていることのあかしとも言えます。そして、被爆の実相を深く理解し、被爆者のこんな思いはほかの誰にもさせてはならないという平和への願いを受け止め、核兵器廃絶への搖るぎない決意をこの地から発信していただきたい。NPT、核兵器不拡散条約を国際的な核軍縮、不拡散体制の礎石として重視する日本政府には各国が立場を越えて建設的な対話を重ね、信頼関係を尽くすこと

ができるよう、強いリーダーシップを発揮していただきたい。さらに、核兵器のない世界の実現に向けた現実的な取組として、まず、来年3月に開催される核兵器禁止条約の第3回締約国会議にオブザーバー参加をし、一刻も早く締約国になっていただきたい。本日、被爆79周年の平和記念式典に当たり、核兵器廃絶とその先にある世界恒久平和の実現に向けて、改めて被爆者の懸命な努力を受け止め、被爆地長崎、そして、思いを同じくする世界の人々と共に力を尽くすことを誓います。皆さん、希望を胸に、広島と共に明日の平和への一歩を踏み出しましょう、と広島市長の松井市長が訴えました。

この平和宣言で訴えたのが、核兵器のない世界の実現に向けた現実的な取組として、核兵器禁止条約の締約国になることを訴えたことに対して、今の岸田首相は挨拶でこの核兵器のない世界と言ながら、この核兵器禁止条約について言及をしませんでした。

また、私が、平和記念式典に参加して、とても印象に残っているのが子供代表の挨拶です。平和の誓い、目を閉じて想像してください。緑豊かで美しい町、人でにぎわう商店街、町にあふれるたくさんの笑顔、79年前の広島には、今と変わらない色鮮やかな日常がありました。昭和20年8月6日午前8時15分、ドンという鼓膜が破れるほどの大きな音、立ち上る黒味がかかった朱色の雲、人も草木も枯れ、助けを求める声と絶望の涙で町は埋め尽くされました。ある被爆者は言います。あのとき、広島は地獄だったと。原子爆弾は色鮮やかな日常を奪い、広島を灰色の世界へと変えてしまったのです。被爆者である私の曾祖母は当時の様子を語ろうとはしませんでした。言葉にすることさえつらく悲しい記憶は79年たった今でも多くの被爆者を苦しめ続けています。今なお、世界では戦争が続いている。79年前と同じように、生きたくても生きることができなかつた人たち、明日を共に過ごすはずだった人を失った人たちがこの世界のどこかにいるのです。本当にこのままでよいのでしょうか。願うだけでは平和は訪れません。色鮮やかな日常を守り、平和をつくっていくのは私たちです。一人一人が相手の話をよく聞くこと、違いをよさと捉え、自分の考えを見直すこと、仲間と協力をし、一つのことを成し遂げること、私たちでもできる平和の一歩です。さあ、広島と共に学び、感じましょう。平和記念資料館を見学して、被爆者の言葉に触れてください。そして、家族、友達と平和の尊さや命の重みについて語り合いましょう。世界を変える平和の一歩を今踏み出します。令和6年8月6日、子供代表ということで、本当に印象に残って、願うだけでは平和は訪れません。平和記念資料館を見学し、被爆者の言葉に触れてください。ある意味、この言葉に私も胸を打たれました。

ということで、平和記念資料館について、この間の平和リレートークのときにも中学生が、広島に初めて行きましたという中学生もいましたし、ほとんどの生徒が平和記念資料館を見て、本当に戦争の悲惨さ、原爆の悲惨さを本当に受け止めたという報告もありました。

それでは、次に、原爆パネル展についてお伺いをいたします。

今、タブレットに写真を出しましたけれども、このように原爆写真パネル展「ヒロシマ・

ナガサキ 原爆と人間」が今年も展示をされました。この展示内容はどのようなものなのか。また、冒頭で話があった、今までと変わった点があれば、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、原爆パネル展についてお答えさせていただきます。

今回は平和リレートークに合わせて、まず、開催期間を延長しております。展示内容としましては、「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」のパネルをはじめとし、今年度から広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」を展示いたしました。また、広島平和記念式典中学生派遣事業の過去の報告書も配架し、どなたでもご覧いただけるように今回は展示させていただいたところです。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、これが展示内容なんですけれども、この辺りは毎年飾ってあるものです。この辺りも毎年。ちょうどリレートークのときに金本さんがお話をしてくれた写真も飾っております。

昨年要望して、広島市立の基町高校の高校生の生徒と被爆体験証言者との共同制作の「原爆の絵」も展示がされております。これですよね。

そういうことで、このように昨年、今年は基町高校の、どうしても写真だとリアル過ぎてちょっと怖いというイメージもあって、絵にして、グッとくるところもあります。

そこで、僕も見させていただいたんですけども、会場にアンケート用紙がありました。まだ、ちょうど9月7日まで展示してあったので、一週間もたっていないんですけども、集計できたらいいですので、どのような意見があったのか、お聞かせをください。

○政策推進課長 丹羽修治君

アンケートのほうなんですけれども、今年度は35名の方がアンケートにご協力いただきました。

意見としては、平和の大切さを改めて考えるきっかけとなりましたや今が幸せだということを当たり前だと思ってはいけないといった感想があり、町民の平和に対する意識の向上に寄与したと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういう意見もあって、今後、参考にしていただいて、「原爆の絵」をどうしていくのかという活用にもなると思いますので、お願いしたい。

では、先ほどから出ている中学生の報告もあった平和リレートークについて、もう少し詳しくお伺いをしていきます。

冒頭に答弁あったように、令和元年から一時的にもうコロナもあって開催を見送って、何でやらないのかと昨年質問して、今年開催することになりました。今年度からこのように事

業が再び開催されましたが、もう一度というか、再度、内容についてもうちょっと詳しくお願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

平和リレートークの内容のほうをお答えさせていただきます。

平和リレートークは、平和記念音楽会、戦争体験者講話、広島平和記念式典中学生派遣事業報告会の3部で構成されています。

平和記念音楽会では、平和に関する曲を町内在住のソプラノ歌手に歌唱していただき、戦争体験講話では、愛知県原水爆被災者の会の理事長に被爆体験や生き残った被爆者の願いなどを講話いただきました。

そして、広島平和記念式典中学生派遣事業報告会では、町の代表生徒として広島平和記念式典に参列した町内の中学生がこの派遣を通しての感想を発表いたしました。

リレー形式で実施することで世代を越えて町民の皆様に平和について考える機会を提供できたと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

平和のリレートークということで、3部で開催がされました。

そのときのチラシが、ちょっと終わっちゃったんですけども、これであります。このところに内容も3部構成ということで書いてあります。

これについても、同じ9月7日でしたけれども、会場用紙にアンケート用紙も、この点についてもありました。これもまだまだ集計できていないこともあるかと思いますけれども、分かる範囲でご意見、どんなご意見があったのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

アンケートのほうなんですが、アンケートにご協力いただいた方は45名になります。

アンケートのほうでは、中学生の感想を聞き、平和への強い意志を感じることができたや全てのプログラムが心に残った。特に被爆者のお話が聞いていて印象に残り、戦争について考えさせられたといった感想があり、町民の皆様に平和の大切さと戦争の悲惨さを改めて感じてもらえる機会を提供できたと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

大変よかったですというご意見がやっぱり多かったんですよね。最初に質問した中学生の報告もそうですし、講話についても本当に話をしていたときは、まだ本当に生まれたばかりの生後何か月だったか。1歳もいっていないときの話だったんですけども、お姉さんの話もしながら語ってくれました。

それでは、最後のほうですけれども、来年、被爆80年です。ちょっと最後に町長にもまと

めてこの平和事業について最後に聞きたいと思いますので、ちょっと考えておいてください。

では、来年、被爆80周年を迎えるに当たり、記念の取組、80周年、80年ということで、蟹江町として何か計画していることがあるのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

来年の被爆80周年を迎えるに当たり、町として何か計画しているかについてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、原爆が投下されてから来年で80年を迎えます。原爆投下から80年となる来年に向けた当町の取組ですが、これまでも行つてきました広島平和記念式典への参列をメインプログラムとして、原爆パネル展、平和リレートークを継続してまいります。

そして、被爆者の方から、自らの被爆体験と平和への思いをお話しいただく被爆体験講話にも引き続き取り組んでまいります。

また、来年は終戦から80年を迎える年でもあります。戦争体験者は減り続け、身近な場所で戦争について見聞きしたり、学んだりする機会が少なくなってきております。

当町としましては、町民の皆様に戦争の悲惨さと命の大切さについて考える機会を、そして、後世に戦争の記憶を引き継いでいくため、戦後80周年の企画を歴史民俗資料館と協力して開催できればと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今までの推進事業について、平和事業については引き続きやって、何かちょっと考えたいなということだと思います。

それでは、政策推進室長にもお伺いをいたします。

今まで質問てきて、被爆体験、戦争体験を聞く会の開催、平和教育、平和学習など、蟹江町平和都市宣言の宣言における非核平和行政のさらなる推進をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これが蟹江町平和都市宣言の町というのが庁舎の前に常に飾っております。

答弁、お願いいたします。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、ご質問にお答えいたします。

平和行政のさらなる推進ということでございますが、蟹江町におきましては、昭和63年の平和都市宣言以降、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを学んでいただくため、先ほど来、板倉議員のご質問の中での紹介や政策推進課長がお答えしておるとおりでございますが、被爆体験者の講話、中学生平和記念式典派遣事業、原爆パネル展などの事業を積み重ねてまいりました。

近年におきましては、エフエムななみによる被爆体験者の講話を生放送で放送すること、先ほど来、重ねて申し上げますが、板倉議員からご提案いただきました原爆パネル展で展示するパネルの内容を更新することや平和リレートークも今年度復活させていただき、愛知県原水爆被災者の会から講演いただくなどの事業内容に工夫を凝らし、展開をしております。

中でも、中学生の派遣事業におきましては、参加していただく前に中学生の皆さんに一言ずつ、今の意欲ですか、派遣に対する思いを事前に述べていただいておりますが、参加後、議員の皆さんもお聞きいただいたと思いますが、非常にいろんな思いを募らせて有意義に自分たちの見識を深めて、一生懸命頑張っていらっしゃったと思います。ですので、中学生の派遣事業を中心といたしまして、政策推進室といたしましては、戦争のない恒久平和を願い、平和を希求する平和都市宣言の町として引き続き平和記念式典事業に取り組み、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、そして、平和の尊さを伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、蟹江町平和都市宣言ということで、平和事業を進めるということです。

では、町長にちょっと最後、お伺いをいたします。

この平和推進事業、このほかにもちょっと前の質問、誰かの答弁でも友好都市、姉妹都市の話が出ましたけれども、このほかの事業で、平和学習で沖縄県の読谷村、この話をしないと怒られるというのもあるけれども、中学生を派遣していますよね。今年も教育長も一緒に行つたということです。

読谷村、沖縄戦でアメリカ軍が1945年に沖縄本島中部の読谷村に最初に上陸をして始まつた沖縄戦です。このように、平和行進、また原水爆禁止世界大会、今年も支持、賛同にご協力をしてくれ、平和行政にも力を入れていただいております。

先ほど政策推進室長にも聞いたように、これからもさらなる推進をお願いをしたいと思いますし、このさらなる推進の考え方をお聞かせをして、終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

さらなる、さらなるという言葉が非常に深いわけであります、私も町長就任以来、平和教育に力を入れてきたつもりであります。そのベースになるのがまさに今写っております平和都市宣言の町、蟹江町、昭和63年。早い時期に蟹江町は平和都市宣言をやっているんですね。それで、中学生を広島へずっと送り続けている。やっぱり継続なんです。コロナで若干間が空きましたけれども。

私が平成17年に町長に就任して以来、沖縄県の読谷村、別に平和都市宣言というのが平和をということで、僕も全く知識がないまま、世界遺産つながりで蟹江町のこの世界遺産、須成祭をどうやって広げてこようかなという、商工会と一緒にアピールをしに現地へ行

ったときに、実は、ある写真を見て愕然といたしました。それが、先ほど、今板倉議員がおっしゃったように、アメリカ軍が最初に上陸をして、そして、悲惨な戦争、地上戦が始まつた元が沖縄県読谷村であります。まだ戦争経験者の方がたくさん実は残つてお見えになります。私も現実に肉声を聞いたときに込み上げてくるものを実は感じました。それを覆い隠すがごとく、いわゆるチビチリガマといいまして石灰岩の洞窟があります。そこに逃げ込んだ兵士と共に火炎放射器で焼かれた現実がありますよと。サトウキビが今実って、何もないようになっていますが、この土の下には実はそういうのがありますよと聞いたときには、ちょっと直視ができませんでした。

そういう状況の中で、これはやっぱり私とても戦争を経験したことがございません。しかし、実際、最終的に沖縄の首里城のところに陣を構えた海軍司令部壕があります。それは後発でありますけれども、そこにも行っていただければと思って、私が最初に足を延ばしたときにそこにあった写真が読谷村で、米軍兵士が火炎放射器を持って、島民に対して、兵士に対してというのが写真がリアルに飾ってありました。これを見せていいのか、中学生にやっていいのか、ちょっと悩みましたが、そういう現実があるということをしっかりと直視していただくということで、あそこに行っていただくこととなりました。

今、作文を書いていただいて、今度、発表会で聞かせていただきますが、当初と比べると非常に思慮深い作文が目の当たりにやってまいります。そういう意味で、今後もこれをしっかりと語り継いでいただいて、我々のできる恒久平和をこれからも続けていければなというふうに思います。

残念ながら、人類は戦争なくしてここまで来たわけではありません。今でも新たな戦争が始まつておりますし、本当に悲しいことであります。でも、日本は決して戦争を起こさない。もちろん、起こすことを我々も中心となって阻止していくべきやいけない、そういう使命をやっぱり我々は持っているわけでありますので、我々のできる平和事業をこれからも続けてまいりたいと、お約束をさせていただきます。よろしくお願いします。

○6番 板倉浩幸君

それでは、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸の質問を終わります。

ここで、保険医療課長、政策推進課長、教育課長の退席と給食センター所長、安心安全課長、こども福祉課長の入場を許可します。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。
本日はこれにて延会します。

(午後4時22分)